令和4年6月22日

令和4年第2回和東町議会定例会

(第2号)

和東町議会

令和 4 年第 2 回和東町議会定例会 会議録 (第 2 号)

招集年月日 令和4年6月22日(水)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 3時53分

出席議員(10名)

1番	岡	田		勇	2番	髙	Щ	豊	彦
3 番	藤	井	淸	隆	4番	村	山	_	彦
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武 津	男
7番	岡	本	正	意	8番	畑		武	志
9番	小	西		啓	10番	岡	田	泰	正

欠席議員(0名)

なし

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

 地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀		忠	雄
副町	長	奥	田		右
総 務 課	長	岡	田	博	之
総務課行財政担当	課長	宮	木		大
地域力推進調	果長	原	田	敏	明
人権啓発課	! 長	中	尾	政	弘
税 住 民 課	長	吉	田	敏	江
福 祉 課	長	北		広	光
診療所事務	長	細	井	隆	則
総合施設整備記	果長	竹	谷	秀	俊
農村振興課	長	竹	谷	徹	也
建設事業課	長	馬	場	正	実
会計管理者兼会計	課長	榎	本	由	佳

議 事 日 程 別 紙 の と お り 会 議 に 付 し た 事 件 別紙議事日程のとおり 会 議 の 経 過 別 紙 の と お り 会 議 録 署 名 議 員 8番 畑 武 志 9番 小 西 啓

議事日程(第2号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第26号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第27号 和東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第28号 和東町社会福祉センターの設置及び管理に関する条例を 廃止する条例
- 日程第 5 議案第29号 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第一 回変更について
- 日程第 6 議案第30号 令和4年度和東町一般会計補正予算(第2号)
 - 議案第31号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算(第1 号)
 - 議案第32号 令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第33号 令和4年度和東町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 発議第 4号 年金引き下げの中止を求める意見書
- 日程第 8 発議第 5号 消費税の減税を緊急に実施することを求める意見書
- 日程第 9 発議第 6号 防衛費増額方針の撤回を求める意見書
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前9時30分開会

○議長 (岡田泰正君)

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和4年和東町議会第2回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、畑 武志議員、9番、 小西 啓議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。 ここで答弁の申出がありましたので、ご紹介します。

定例会の初日の村山議員の質問の件について総務課長より答弁の申出がありました ので、許可いたします。

総務課長。

○総務課長 (岡田博之君)

おはようございます。

6月15日の第2回和東町定例議会の初日のほうで村山議員からの質問で専決予算になりますが、死亡見舞金、また傷害見舞金30万円、10万円の減額につきまして答弁を求められました。私、誤りまして、交通遺児に係る見舞金だということで答弁をさせていただきましたが、調べさせていただきましたら、和東町犯罪被害者等支援条例に基づきまして、和東町犯罪被害者等見舞金支給要綱というのを定めておりまして、死亡後のお見舞金が30万円、そして傷害の見舞金が10万円ということで、お詫びして訂正申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

日程第2、議案第26号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といた

します。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長(堀 忠雄君)

議案第26号の提案理由を申し上げます。

令和2年度、令和3年度に実施いたしました新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の介護保険料減免措置について、令和4年3月14日付、国の事務連絡に基づき、令和4年度も引き続き同様の減免措置を実施することとし、和東町介護保険条例の一部を改正いたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長。

○福祉課長(北 広光君)

おはようございます。

それでは、私から、議案第26号の説明をさせていただきます。議案書のほうをよ るしくお願いいたします。

議案第26号

和東町介護保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年6月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

和東町介護保険条例の一部を改正する条例

和東町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第8条第1項及び次項の規定は 令和4年4月1日から適用する。

右のページ、資料No.26 新旧対照表のほうをお願いいたします。

附則

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免ということで、第8条中でございますが、現行、「令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限の場合にあっては」というところを「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限の場合にあっては」と改正し、また、第8条の5行目でございますが、「令和3年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって」のところを「令和4年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって」に改正するものです。

1枚おめくりください。

議長のお許しを得ておりますので、概要によって説明させていただきます。

和東町介護保険条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症により著しく収入が減少した第 1号被保険者の介護保険料減免措置について、令和4年3月14日付事務連絡に基 づき、この事務連絡につきましては、先ほど町長からもありましたが、国の厚生労 働省からの事務連絡でございます。令和4年度も引き続き実施するため、条例改正 が必要となりました。

2 改正条例の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者に対し、 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の納期限の保険料を減免する。 他、改正に伴う所要の整備。

3 条例の施行予定日

公布日。改正後附則第8条第1項及び次項の規定は、令和4年4月1日から適用 する。

以上でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番 (岡本正意君)

今回の改定というのは、今、説明がありましたように、新型コロナウイルスの影響によって収入が減られた方に対する減免ということですけども、一応確認ですけども、この間、この減免というのをやられてきたわけですけども、和東町ではどの程度の方が対象になられて、実際に減免が行われたのか。行われた場合にどの程度の減免というのが額的に行われているのか、その辺いかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

今、岡本議員ありましたご質問ですが、手元に資料はないんですけど、令和2年度はたしか34名ぐらいの減免をさせていただいております。この方たちにつきましては、ほとんどの方が10割減免、一部の方は8割減免の方がおられましたが、ほとんどの方が10割減免でございました。

令和3年度におきましては2名の方が減免ということで、この2名の方につきましては、お2人とも10割減免をさせていただいているものでございます。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

いわゆる令和2年度については30名を超える方が対象になっておりましたけども、令和3年度、去年度については2名ということで減っているわけですけれども、いわゆる収入が減ったというそこの基準になるもんですね、いつから比べてどれぐらい減ったということでいいますと、令和3年度が大変減免の方が減ってるというのは、その前の年度と比べてさらに減っていくということになりますと、かなり減らないと対象にならないというふうなことでこうなっているかと思うんですけども、その辺はそういうことでよろしいですか。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたように、まさにそのとおりでございまして、令和2年度につきましては、当然、令和元年度の所得ベースで換算させていただいております。 令和3年度につきましては、令和2年度のものをベースとして計算させていただいておりますので、今の岡本議員からありました質問のとおりでございます。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番 (岡本正意君)

ほかの減免にしてもそうなんですけども、いわゆるコロナの感染が始まって、それ で仕事等に影響があって収入が減っていくというのは起こるわけですけども、次の年 度からしますと、ある意味、前の年度が低いわけですから、ただ、いわゆるそのまま収入が減ってる場合は違った意味で所得段階が変わってくるということもありまして、それによって一定保険料自身が下がるということにもなるかもしれないんですけども、ただ、コロナという点ではそういったことで減免措置からどんどん外れていくということになると思うんです。

そこでお聞きしておきたいんですけども、先日もいわゆる一般質問のほうで今の物価高騰の中での減免措置というのを検討してはどうかというお話もさせてもらったんですけども、今々の関係でいいますと、やはり物価高というものが大きく影響してきていると。第1号の介護保険料というのは、和東町の高齢者の方にしますと京都府で一番高い保険料を払っていただいているんですね。しかも国民年金の方が多いということになりますと、かなりの天引きとかいうような形で差し引かれてるということで、地域を回っておりましても介護保険に対する負担感というのは大変大きいというのがあります。

これはコロナの関係で減収したということで適用になるんですけども、やはり今々の関係でいいますと、周りの物価がどんどん上がってきている中で、実質収入が減ってくるという状況があると思うんですね。そういう意味での対応としては間に合ってこないということになると思うんですね。これ自身、対応になる方もまだおられるかもしれませんけども、やはり現在の状況からすれば間に合わないということもあると思います。

そこで町長にお聞きしたいんですけども、先日も質問いたしましたけども、やはりこういった状況も踏まえて、コロナというだけじゃなくて、今、介護保険料の軽減を一時的にでもしていくということが大変大事じゃないかと思うんですね。そういった意味で、今回そういう措置になっておりませんけども、町としてもこういう状況も踏まえて、高い介護保険料を一時的にでも軽減していただいて、高齢者の方の負担を軽くしていくということが必要だと思うんですけども、その辺、町長いかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

これは介護保険だけではありませんが、いろんな制度においてその後の維持という ことを考えていきますと、そういった面からきちっと考えていかなきゃならん問題で す。

それと併せて、プラス、今、質問がありましたように、コロナ禍の中で、今回もそうですけども、国のほうもいろんな施策を講じてくる、そういう面の対策を講じていかなきゃならない、こういう二面性があると私は思っております。ただ、今もご質問がありますように、この制度設計とか、こういう臨時的な制度をどうつくるかというときには非常に難しい問題があります。

先ほどのように前年から単純に比較してしまうと非常に厳しいというけども、低いときの所得が基準になるとなってくると、また違った意味が出てきます。そういう意味でありますので、この臨時的な制度の設定というのは、施行するに当たっては非常に難しさがあります。

そういう意味で、今回も国のほうで提示されておりますけども、そういったものを 参考にしながらやってまいりたいと、こういうふうに考えます。これからのいろんな 対策についても、制度そのものに影響があるものともう一つは臨時的な対策があるも のと。臨時的な対策も公で交付金等で財源措置してもらえるもの、自主的にやるもの、 この辺は慎重にやっていかなきゃならないと思っております。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

もちろん今お願いしているのは臨時的な措置です。大本のといいますかね、介護保険制度の在り方そのものというのは国の問題でもありますから、根本的にどうこうということは今この場ではなかなか話できませんけども、ただ、今、言われましたように、今のこういう物価高にどう対応するかという意味ではやはり緊急性があるわけですから、そういう制度的な検討ということじゃなくて、今の時限的な形で緊急にそういう支援を差し伸べるというのは大変大事だと思うんです。

先日、一般質問の中で町長は、医療の負担であるとか、介護の負担というのは物価高に左右されないと、影響されないというふうに言われましたよね。あのときも言いましたけども、それは大変な間違いだと思うんですね。周りの物価が上がっていく中で年金も下がってくる中で、介護の負担や医療の負担というのはそれだけ実質上がってくるわけです。それによって介護サービスをどうやって調整しようかとか、先日ある方も言われてましたけども、医療を受けるにもこれだけ上がってくれば、ちょっと具合が悪くても行かんとこかなというふうに受診抑制をするということもあるわけですよね。ですから、やはり住民の方の医療や介護に対する行動といったものにもすごく影響しているわけです。

そういう意味では、やはりこの介護保険料というものを和東町では大変高い額を負担いただいてます。和東の高齢者の方は周りの市町村よりも痛みが強いわけです。ですので、それにふさわしい負担の軽減というものを早急にしていただく必要があると思いますので、もう一度、町長ね、そこはのんびり来年考えたらいいわということじゃなくて、今のこととしてすぐに検討いただきたいと思うんですけども、その辺もう一度お願いできますか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

日本の今の保険は、全て加入していくという皆保険制度ということで非常に特徴ある日本の制度です。

もう一つは、先ほど物価高と言われましたけど、医療費とか点数制であります。そして、その点数というのは、うちでこんだけ上がったから点数を勝手に上げようということにはなかなかいかない。こういう意味で、今、和東町はと言われましたけども、こういった点数制に基づきますので、どこへ行かれてもその点数に基づいた医療請求をされていると思います。そういう意味においては、いろんな措置のほうで全部点数制でやっておりますので、点数の変わりがない限りは医療費に影響は直接出てこないと、このように考えております。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

最後にしますけども、いわゆる医療の点数とか、そういったものが物価高で上下するとかいうことはもちろんないと思います。物価高だから、例えば、そういった介護にしても介護報酬とかそれによって変動するかといったら、しません。そういう意味では変動はしないんですけども、ただ、それを受ける側の被保険者ですね、サービスを受ける側の方にとってみれば、生活状況が大きく変動しているわけですよね。ですので、その方についてちゃんと手当していかないと、必要なサービスが受けられなくなってくるというのにもつながりますので、そういった意味で、今回は国のコロナ対策の延長ですから、これ自身は必要なものです。ですので、ちゃんと適用いただきたいと思うんですけども、もちろん国に対しても要望いただきたいですけども、町としても緊急的な問題として検討いただきたいと思いますので、そこは要望だけしておきたいと思います。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第26号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定する ことに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第26号 和東町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案の とおり可決されました。

日程第3、議案第27号 和東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長(堀 忠雄君)

議案第27号の提案理由を申し上げます。

放課後児童クラブ職員に関する基準を地域の実情に沿ったものにすることにより、 柔軟なクラブ運営の実現に寄与するため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、放課後児童クラブ職員の 資格と員数に関する基準が従うべき基準から参酌すべき基準へ見直されたことにより、 放課後児童クラブの職員配置について、おおむね40人以下を1単位として放課後児 童支援員を2名以上配置しなければならないとされていた基準が、土曜日等の利用児 童が少人数の場合については、放課後児童支援員の1人配置が認められるようになりましたので、児童クラブの柔軟な対応を可能にするため、和東町の実情に合った参酌すべき基準に改正いたしたく、ここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長。

○福祉課長(北 広光君)

それでは、私から、議案第27号の説明を申し上げます。

議案第27号

和東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 2 日提出 和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

和東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 次のように改正する。

第10条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「指定都市」 の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加え、同項を同条第4項 とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に関わらず、当日の利用者が10人未満の放課後児童健全育成事業所にあっては、放課後児童支援員の数を1人以上とすることができる。

附則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

次ページの資料 No. 27の新旧対照表でご説明申し上げます。

従前の第3項以降を項番し、新たに第3項として、「前項の規定にかかわらず、当日の利用者が10人未満の放課後児童健全育成事業所にあっては、放課後児童支援員の数を1人以上とすることができる。」を追加し、次項で、指定都市の次に、「若しくは同法252条の22第1項の中核市」を加え、支援員数の基準を追加するものです。これにより、主に土曜日など利用が少ないときの支援員等の職員の執務が柔軟に対応できるものです。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

これから質疑を行います。

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

確認させていただきたいんですが、本町の場合、今、土曜日の場合とかという形で お話があったと思うんですが、土曜日とか、人数の少ない時期というのは何名ぐらい おられるんですか。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

髙山議員のご質問にお答えいたします。

土曜日運営しています年間通じてですけども、平均で2名ぐらいの人数。さすがに長期休暇のときとか人数が多くなったりするときはございます。今回のこの規定の支援員の配置ですけども、これにつきましては有資格者の支援員ということでございますので、職員が1名しかいないということではございませんので、本町の内部の運営の中では4名ぐらいまででしたら1名で運営はしておるんですけども、5名以上にな

りましたら、ここに補助員を1名ないし2名つけて対応させていただくというもので ございます。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

ということは、ここにあるように、1名以上とするということですが、1名にはな らないということでよろしいですか。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

4名以下の場合は1名での運営というような形でさせていただくんですけども、それ以上につきましては、当然ながら職員を入れた中での複数人にすると。ただ、本町はただいま支援員資格を持っている有資格者の方が2名しかおりませんので、現行のままでいきますと、この2名の方は常時土曜日出勤ということになってしまいますので、ここで条例改正をさせていただきまして、支援員1名と、また補助員、これをつけさせていただくことによって当日の指導員体制については複数名の確保はさせていただきますが、支援員としてはどちらか1名だけの執務ということでございます。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

分かりました。補助員を含めてそういう体制を整えていただくということですね。 現場を見てますと、教室内でおられる方、また室外におられる方とか、いろんな形で幅広く行動されてますので、そのあたり、目の届くようにしていただきたいという ふうに思いますので、よろしくお願いします。 以上です。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

高山議員からも話がありましたけども、もう一度だけ確認させていただきたいんですけども、いわゆる支援員の1人以上というのは、有資格の方を指しているということですので、ほかの補助員の方は含まれていないということですけども、そういった意味で、4名以下の場合に支援員1名ですけども、補助員も含めますと支援員が1人でいるということではないということで、もう一回確認させてもらっていいですか。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、岡本議員のご質問にお答えいたします。

4名以下のときにつきましては総数で1名という対応の形にはなるんですが、5名以上になりましたらそこに補助員をつけさせていただくということでございますので、利用される児童の数が少ないときに1名ということはあり得ることではございます。

現状、やはり土曜日のご利用につきましてはなかなか参加が少ないということがございますので、お茶の農繁期につきましても利用が少ないと。長期休暇のときについては利用がたくさんになりますので、このときにつきましては、当然ながら補助員を複数名つけてという対応をさせていただきますが、4名以下のときにつきましては1名のみの対応ということでございます。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

4名以下の場合は1名であることもあるということですけども、今回の改正という

のがよく言えば、その地域の実情に合わせてみたいなことになっているんですけども、 先ほど町長が言われたように、いわゆる従うべき基準であることから参酌するという かね、要は、そういう基準に格下げしたということなんですね。

その背景には、特にこういう農山村というか、人口が少ないとことか、大きいとこもそうかもしれませんけども、人手がなかなか確保できないと。特に、専門職の方も含めてという背景があって、実際のところはそういう中で人がそろえられないと。だから、そのままいくとどうしても欠員になっちゃうから、基準を下げて1人でもいいよというふうにしたということだと思うんです。要は、大変消極的な意味で基準を引き下げたということなんですよね。それはいわゆる学童保育というものに対する人員の配置に対する国の基準が大変弱いことの表れだと思うんですね。

きちっとした保育園であるような、最低限保育園のような形でちゃんと正職で配置するとか、いわゆる身分保証もちゃんとするということが大変されてません。ですから、ニーズはあっても人も集まらないというのが背景にあるというふうに思うんです。そういう意味では、言い方は大変日本語らしいというかね、地域の実情に応じてみたいなことでなってますけども、背景にはそういう学童保育施策の貧しさというものがあるということなので、そこはやはり町長としてもちゃんと要望いただきたいと思うんです。

その上で、先ほど4人以下の場合は支援員1人のときもあるということなんですけど、もちろん人数というのは一つの大きい基準はあると思うんです。例えば、保育園でも何歳児やったら何十人以下と以上とかということで保育士の配置基準が決まってます。一定人数というのは一つの基準にはなりますけども、ただ、やはり人数だけでは子供の状況で計れないものがありますよね。いろんな課題を持ってる子供もいれば、先ほどありましたように、同じとこにずっと固まっているわけじゃない。外で遊びたい子もいれば中で遊びたい子もいる。そのときのいろんな精神的な家の家庭事情等も含めて、また学校ではいろんな人間関係も含めて、いろんな意味で悩みを持っていた

りとか、また勉強の課題がいろいろあったりとか、いろんな意味で子供1人1人が違うわけですよね。ですから、ただ単に4人だから5人だから1人でいいだろう、2人でいいだろうということだけでは計れないものがあるというふうに思うんですね。

特に、今コロナが長引く中で、子供たちが大変なストレスを抱えながらここ2年、3年来でるわけです。そういう意味では、今すごくフォローが必要な時期なんですね。そういう意味では、ワンマンというかね、1人で見るなんてことはあってはならないと思うんです。それは緊急時の問題もあると思うんですよね。先生が1人しかいなかったら、何か事故があった場合に1人にかかって、あとの子はどうするのとかいうこともありますし、やはり複数いてこそいろんな連携が取れるというふうに思うんですよね。そういう意味でも、和東町として1人1人の子供たちに責任を持って豊かな保育をするということであれば、国のこういったものがあったとしても、やはり先生が1人で子供を見るような状況はつくってはならないというふうに思うんですけども、町長いかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

今も岡本議員が言われましたように、この法律の改正というのは地域の実情にあります。今までは決めた基準があるんだから、それ以外は駄目ですと言われたら、地域のこういった実情はなかなか確保できない。

有資格者の確保というのは非常に難しい問題です。今、言われたように、そういう 状況は国のほうで全体的に検討していかなきゃならんという課題は私はあろうかと思 っております。

しかし、私は、今、実情を見て、やっぱりきちっとした運営をやっていくときに、 法律でいうと実定法的というんですけども、いわゆる解釈法的に実態に合わせていか なきゃならん。だから、今、言われましたように、4人以下は1人だったって、所管 課で役場とも日頃から連絡体制を十分取るようにできております。それでいかない児 童を措置する場合には人事措置も講じていかなきゃならない。そういうことをそのと きそのときに応じた中で所管とかそういった中で判断してきているわけですから、い わゆる実定式いうんですか、決まったことやからこうなんだということにはならない と思うんです。和東町の実情を参酌してやるということですから、そういうことで、 児童クラブの運営において、いかに和東町に合って、いかに和東町がきちっと達成で きるか、こういう基準に立って常に考えていくべきだと思っておりますので、一字一 句こうなんだということやなしに、実態をもう少し見ながら運営というのをやってい ますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

いわゆるその実情というのは、要は人が確保できないとか、そういったことが実情だと思うんですよね。これは子供たちの実情から出発してないんです。本来、国がそういうことを法律改正するんであれば、指導員とか支援員の身分保証をしっかりしてあげるとか、正職で配置できるようにしてあげるとかいうことも入っていたらいいですよ、だけどもそんなことを全くせずに、人が確保できないのなら別に参酌してやればいいんじゃないかということで、安易に基準を引き下げたわけですよ。要は、本来、子供たちを大切にして豊かな保育をしようと思ったら、それはやっぱり人なんですよ。タブレット与えて何かやっとけばええやんということじゃないんですよ。1人1人にちゃんと焦点を当てて保育をしようと思ったら、人の配置しかないんですよ。

例えば、土曜日だったら安全面という面でも学校でしょう、学童保育は場所が学校 でしょう。学校は休みですから学童保育しかやってないわけですよ。平日はほかの子 供たちもいたり学校の先生も身近におられると。何かあった場合でも一定のフォロー はできる。だけど、土曜日は学校は休みだとなれば、学童保育で何かあったら学童保育でしか対応できないという状況もあるわけですよね。場所的な問題も含めて、それも今の和東町の実情ですよね。そういうところに、4人以下だからといって先生1人でいいのかという話なんですよ。

安全がどうやとか、防犯カメラをつけたらどうやとか、いろんなことを言われますけど、防犯カメラって守ってくれませんよ。だから、そういう意味でも、子供たちの命を守るという意味で、何かあった場合に先生1人しかいませんでしたということでいいのかということなんですよね。

先ほど町長がいろいろ言われたことは一面の事実でありますけれども、あくまでそれは子供に焦点を当ててない。子供の実情に合った保育という意味での参酌基準になってない。単に財政の問題、体制の問題ということを子供に押しつけてるだけなんですね。お金がないから、人がいないから先生1人しかいません、ごめんねというだけの話なんですよね。

町長は学童保育運営の長で責任を持っておられるわけですから、今回の国の改正というものが子供にとってどうなのかというところで考えていただきたいし、和東町としては、人数がどうであれ、先生が1人で見るようなことはないように、実情に応じた形で柔軟に対応いただきたい。国が1人でいいと言ったから1人でいいんだじゃなくて、子供たちを考えたら、やはり複数いないと対応できないわけで、先生の負担も大きいわけですから、そこはやはり子供を中心に置いた、また先生の状況も中心に置いた現場に心を寄せた対応をしていただきたいと思いますので、そこは指摘だけしておきたいと思います。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

ほかに質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第27号 和東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 起立多数です。

したがって、議案第27号 和東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第28号 和東町社会福祉センターの設置及び管理に関する条例を 廃止する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長(堀 忠雄君)

議案第28号の提案理由を申し上げます。

和東町第4次総合計画の後期基本計画で計画しておりました保健・医療・福祉が一体となったサービスが提供できるよう体制づくりを進めてまいりましたが、国保診療所や社会福祉センターは建設後50年以上が経過し、老朽化が激しいことから、新たに保健・医療・福祉の一体となった総合保健福祉施設整備のため準備を進めているところであります。これに伴い、整備用地の一部に当たります和東町社会福祉センターを除却する必要が生じましたので、「和東町社会福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」をここに提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長。

○福祉課長(北 広光君)

それでは、私から、議案第28号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いします。

議案第28号

和東町社会福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

上記議案を提出する。

令和4年6月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

和東町社会福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃 止する条例

和東町社会福祉センターの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

以上でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

それでは、私のほうから1問質問させていただきます。

社会福祉センターは今、撤去されます。その後の業務のほうはどのようにされてい くのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

ただいまの井上議員の質問にお答えいたします。

今現在、社会福祉センターでは社会福祉協議会が中で業務をしていただいていて、 施設の管理のほうもしていただいておりますが、社会福祉協議会につきましては、こ の10月1日以降、和東町大字白栖にあります老人福祉センターで業務をしていただ くということでございます。

今、社会福祉協議会のほうに委託しております軽度サービスとか紙おむつ等、いろいると委託しております事業につきましても、全て拠点を老人福祉センターのほうに移すということでございます。

○議長 (岡田泰正君)

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

老人福祉センターはちゃんと改装されておるわけなんでしょうか。その点について もお聞きしたいところがあります。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

今ほぼ全機能のほうは使える状態でございます。本日提案させていただいております補正予算のほうで空調設備等、現行、社会福祉センターで使っているもので使える ものを老人福祉センターのほうに移設し、空調設備も整えるということで、10月1 日の社会福祉協議会が老人福祉センターのほうに移っての業務までには、空調設備を 含め全ての機能が完了するような形でございます。

- ○議長 (岡田泰正君)
 - 6番、井上議員。
- ○6番(井上武津男君)

ということは、業務には全然支障がないということですね。そういうことですね。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

社会福祉協議会の業務につきましては、やはり従前使っているところとは勝手が違うということで、若干ご不便をおかけする。また、住民の皆様につきましても、今、周知をしているところではございますが、なかなか住民の皆さんに行き渡らない場合もございますし、10月1日施行に合わせて全ての住民が社会福祉協議会が老人福祉センターに行ってるというのはなかなか理解いただけないかもしれませんけども、住民のご不便のないようにできるだけ複数回含めて周知していって、ご理解いただけるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長 (岡田泰正君)
 - 6番、井上議員。
- ○6番(井上武津男君)

ありがとうございます。

できるだけ業務に支障のないようにお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番 (岡本正意君)

先日の委員会でも話はしてたんですけども、こういった本会議の場でもう一度確認 も含めて少しお聞きしたいと思います。

今、井上議員のほうからもありましたように、代替の施設としては老人福祉センターでということで、社会福祉協議会の事業等もそこで行われるということですけれども、特に住民の方の関係でいいますと、単に社会福祉協議会からの事業をどうこうというだけじゃなくて、いわゆる住民活動の拠点として利用されてきたという経過がございます。そういった意味で、そこの拠点自身がとりあえずなくなるということですので、先日、委員会でもそういった部分で、ほかの公共施設等で支障のないように代替をしていただきたいというふうにお願いしましたけども、その辺もう一度そういった方向でどのように今、検討されているか答弁いただきたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

これにつきましては、今、岡本議員からもありましたように、住民、また各種団体、現在ご利用いただいているところでございますので、他の和東町所有の施設で代替としてご利用いただくと。また、現行、社会福祉センターのほうをご利用いただいている団体につきましては、また、個別にもご案内させていただいて、こういう施設があるというような形をお示しさせていただくと。これにつきましては、総合施設整備課のほうで広報等の準備もしていただいているところですので、多少のご不便をいただいたり、本来でしたら庁舎横の施設を使っていただいていたのが、和東町の各施設でのご利用ということで、場所が変わってしまうということにはなりますが、建設が完了する数年の間でございますので、そこのところを住民のほうに丁寧な説明をしていった中でご理解いただけるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

先日も指摘させていただきましたけれども、ほかに公共施設というのはあるわけですけれども、ただ、やはり福祉センターほど、ある意味簡易にというかね、手続上も含めて貸し館として開放いただいている施設はないといってもいいと思うんです。ほかの体験交流センターにしても何にしても何らかの要件というものがあって、気軽に施設を使うということになっておりません。ですので、そのあたりは連合のほうも含めて連携いただいて、そういった利用の要望があった際にはこれまでどおり簡易な形で手続ができ、利用できるように対応いただきたいというふうに思いますので、そこはぜひよろしくお願いしたいと思います。

といいますのも、先ほど施設ができるまでの間ということですけども、この間、コロナもありまして、実際そこで拠点にして活動されている方がなかなか活動できていないという状況もございます。また場所が変更とかなった場合には、より活動がしにくくなるということもありまして、いわゆる新しい施設ができたときには、そういったグループの方がかなり減ってるとかいったことも考えられますので、そのようなことにならないようにぜひやっていただきたいと思います。

それと、社会福祉センターはもともと避難所として指定されていたと思います。あ そこに一定の雨とか災害があったときに身を寄せるということもこの間ずっとされて きたというふうに思うんですね。それだけじゃなくて、地域防災計画上の位置づけと いう意味では、何か一定の大きな災害があった場合に、福祉センターがボランティア であるとか、いろんな物資の受入れであるとか、そういった意味での受入先になって いたと思うんですね。そういう意味での防災拠点としても一定役割を果たしてきたと いうことがあったと思います。そういった今の福祉センターが果たしてきた防災上の 役割というのは、新しい施設ができるまでの間、どの施設でどういう形で代替として 機能を発揮できるのか、その辺いかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

総務課長、答弁。

○総務課長 (岡田博之君)

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、避難所の関係でございますが、老人福祉センターにつきましては、福祉避難 所として、一応、和東町のほうでは登録をさせていただいているところでございます。

また、広域避難場所につきましては、和東運動公園グラウンド等も含めまして指定をさせていただいておりますので、基本的な物資の関係につきましては老人福祉センターを中心に対応していくということになると思います。

また、住民の避難の関係ですけども、岡本議員もご承知いただいておりますが、これまで西和東地域につきましては、白栖公民館のみとなっていたところでございますが、一定見直しをさせていただきまして、グリンティ和東につきましても指定避難所に指定をさせていただいたところでございます。災害対策本部という形で警戒本部も含めまして立ち上げましたら、住民の方につきましてはスムーズに誘導できるように対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

そういったことでしていただけるとは思うんですけども、それで一つお聞きしておきたいのは、先日、建設委員会が開かれて、ホームページ上に会議録について公表されてたわけなんですけども、いろいろほかにも聞きたいことがあるんですが、これは後の予算で聞きたいと思うんですけども、1点だけここの部分で聞いておきたいんですけども、今、社会福祉センターの避難施設の機能は老人福祉センターのほうとかで代替していくということですけども、新しい施設ができたときに、この新しい施設と

いうのは、社会福祉センターが担っていた防災上の役割、避難所であるとか、また防 災拠点であるとか、そういった意味での役割というのは果たさせようという方向で考 えておられるのかですね。

会議録を見ておりますと、ここは浸水リスクが大変高いということが委員の中でも 議論があって、いろいろ話が出ておりました。その中で町長は、今度の施設というの は避難所を造っているわけではないと。避難所という考えではないという話もされて いるんですね。ということは、新しい施設ができた場合は、ここ自身は浸水リスクが 大変高いとこですから、それも認めておられますよね。リスクが高いとこだから京都 府に依頼してそういう堰堤を造るというようなことも含めて調査を今しているという 話をされておりました。ですから、リスクが高いということはお認めになっている。 そういう意味では、新しい施設というのは防災拠点としてはふさわしくないと。そう いう機能は予定しないということで考えてよろしいんでしょうか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

私の答弁を紹介していただきましたので、答弁させていただきたいと思います。

全てそうなんですけども、施設は行政目的を持って設置条例に基づいて運営をいたしております。これが主であります。そして、緊急な場合には、その公共施設をあらかじめ指定して避難所とか、そうしたものに利用いたしております。今までの社会福祉センターも設置条例に基づいて運営しているわけです。それを目的に設置条例というのはつくってないです。どうして避難所として利用するか、これは避難計画の中で処置をしていくということになろうかと思います。

これは当然、今も社会福祉センターが建っているわけですから、これに替わる施設 を造るわけであります。先ほど言われましたように、今やってる業務を老人福祉セン ターが替わるわけなんですが、それも今やってるそのものを住民に多くの負担をかけ ない、そういうことでそのまま老人福祉センターに代替施設としてやっているわけで すから、本来、そういう潜在的な機能というのは大きく変えようとしているものでは ありません。

そこで申し上げておりますのは、千年に1回来る、明日来るかも分かりません、そういう避難をしていくために4,500万円から5,000万円費用がかかるということであれば本末転倒になるだろう。そしたら今のまま持っているわけですから、それだったら、そうならん努力はしていくべきだと。これは役場もそうなんですね。この役場もそういうことになる。そのとき役場へ来てくれますかって、こういうことなんです。診療所へ来てくれますか。診療所を止めなきゃならん。

もう一つ京都府が言っておりますように、国の防災基準が言ってますように、あったとしたかて1日どころか何時間で引いてしまうんですね。そういう状況でそういうものを目指すというのは、住民の理解が得られるか、そういうところに立ってきます。

だから、建替えですから、今、社会福祉施設でやってるその施設をそのまま機能は維持していきたい。いわゆる今やってる避難所、これは今も同じことですからね。もしこの施設が危ないとなれば、そこにも書かせていただきましたが、多くの拠点を持っております。B&G、それといろいろ持っています。今までからもそれをやっております。一時的な避難所、二次的な避難、最終避難、こういった運営も計画に入れております。全てが最終避難ということにすると非合理的です。そんなんに財政をかけてやれるということはありません。住民の皆さんにご理解いただいて、日頃からそうあるべきというごとはありません。住民の皆さんにご理解いただいて、日頃からそうあるべきということはありません。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

今、言われたことは特に聞いているわけではないんですけどね、要は、福祉センタ

一自身が今まではそういう位置づけであったという意味で、新しく建設する施設ですから、当然、そういう役割も果たすべき施設なのかどうかということを聞いてるだけで、千年に一度かどうかというのは後で議論させていただきますけど、実際、新しい施設というのは、診療所もあり、福祉センターの機能もあり、保健の機能もあり、いわゆる総合保健福祉施設ですから、和東の健康や命を預かるいろんな機能がそこに集中するわけです。でも、そこにもし重大な災害が起こって機能不全になったら一気に全部駄目になるわけですよね。そういうリスクが町内でも高いところに建てようとされているわけですから、そういう意味でどういう位置づけなのかということをお聞きしただけの話であって、何か大層な話をしているわけではありません。

ここが危なくなったらほかのところに行くのは当たり前の話で、ここだけに全部集中してやれということではないんですけども、最低限、これまで福祉センターが果たしてきた防災上の役割や機能というのは引き継がれるんですかということを聞いただけの話ですから、そこはまた今後の建設の中で具体化されると思いますので、また検討いただきたいと思います。

最後に、これも委員会でも確認はしたいんですけども、もう一回確認しておきます。 代替になる老人福祉センターですけども、あそこに進入していく入り口のところ、出口とも言いますけども、民間の診療所がある。運動公園に行く駐車場の入り口でもある。和東荘に向かう道でもある。奥には民間業者の作業場がある。大きい車両も通っている。そういう中でいうと、社協の事業の中では、外出支援であるとか、ヘルパーさんの事業であるとか、車両も多く使われていると思うんですね。そういうところに福祉センターを利用されている方がそこを利用しようとして来られるということになりますと、今まで以上にあの狭い道路の入り口のところで多くの方が交差するというか、利用することが想定されますね。そういった意味での安全対策ですね、道路は大変狭いですし、そのあたりとかはどういうふうに対応されるのか、安全面での配慮とか、そういった部分でのほかの施設との連携も必要になると思います。そういったこ とも含めてどのように対応されるのか、その辺を最後に聞きたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

今の岡本議員の質問でございます。

今回補正で提案させていただきます道路維持の中で、一部道路の拡幅等の退避所等 の設営を考えております。それで対応したいと思いますので、よろしくお願いいたし ます。

○議長 (岡田泰正君)

ほかに質疑ございませんか。

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

ちょっと確認なんです。

今もありましたように、社会福祉協議会の事業が老人福祉センターのほうで行われるということですね。今まで社会福祉協議会のほうにいろいろご相談に来られたり、いろんな形で来られる住民の方がいらっしゃるかと思うんです。全ての方がマイカーなり移動手段を持っておられる方ではないと思います。バスで来られる方もおられます。そういった中で、バス停からの役場までの距離と老人福祉センターまでの距離て非常に差があるなというふうに思うんですが、そのあたりの対策というのは何か考えておられるのか。また、相談内容によっては福祉課に手続に行って、また社協に行って、またっていうような往復をしないといけない状況も出てくるかと思うんですが、そういった中での対策というのは考えておられるのかどうか、お願いします。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

髙山議員のご質問にお答えいたします。

現在もそうなんですけども、今度、老人福祉センターのほうに社会福祉協議会が移ったときにつきましては、特に電話でご相談を受けたときに来られないという方も当然いらっしゃいますので、その場合につきましては、ご自宅のほうに訪問させていただいて、ご相談なり手続なりというのをやっていくと。それにつきましては社会福祉協議会、また福祉課のほうで両方ともそのような対応を考えているところでございます。

ただ、今、髙山議員からありました社会福祉協議会のほうへの相談、また、そこからの福祉課へ、また逆の福祉課から社会福祉協議会へという双方向を今現在であれば隣同士の建物でございますので、すぐさま行けるのが、今後はすぐさま行けない場合もございますが、そのときにつきましては、両方の担当のほうから逆のほうの担当のほうに連絡いただいたら出向いていったりというような形で対応させていただくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

そのあたりは住民のご不便がないように対応願いたいと思うんですが、今ご答弁いただきました事前にご自宅に訪問して相談とかいう形を含めまして、住民の方には徹底して周知していただきたいというように思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第28号 和東町社会福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第28号 和東町社会福祉センターの設置及び管理に関する条例 を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいま午前10時45分まで休憩いたします。

休憩(午前10時33分~午前10時45分)

○議長 (岡田泰正君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第29号 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第一 回変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長(堀 忠雄君)

議案第29号の提案理由を申し上げます。

現在、道路メンテナンス事業として進めています町道鷲峰山線祝橋架替事業について、令和3年7月21日に工事請負契約を締結した町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事について、工事の一部に変更が生じたことにより、当該工事の内容を変更し、請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただく次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、工事変更概要につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長。

○建設事業課長(馬場正実君)

それでは、議案第29号の説明及び工事概要についてご説明させていただきます。 議案書をお開きください。

議案第29号

町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第一回

変更について

令和3年7月13日に入札に付した、町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事請負契約について下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事 業 名 令和3年度道路メンテナンス補助事業
- 2 工 事 名 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事
- 3 工事場所 京都府相楽郡和東町大字中地内
- 4 契約の金額 「1億7,050万円」を「1億8,142万800円」に変更
- 5 契約相手方 奈良県奈良市西ノ京町1番地34株式会社アルス製作所近畿営業所 所長 先山 武
- 6 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
- 7 契約期間 令和3年7月22日から令和4年10月31日
- 8 支出科目 一般会計

(款) 07 土 木 費

(項) 02 道路橋りょう費

(目) 03 道路新設改良費

(節) 1 4 工事請負費

令和 4 年 6 月 2 2 日提出 和 東 町 長 堀 忠 雄

1枚おめくりください。

町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事変更箇所資料でございます。

1 変更内容

防護柵の笠木変更エキストラ及び勾配エキストラ、車輪デザイン格子の追加に 伴う増

・排水管の数量変更に伴う増

2 変更内訳

契約金額当初1億7,050万円

(内消費税相当額1,550万円)

変更 1億8,142万800円

(内消費税相当額1,649万2,800円)

契約金額増額分 1,092万800円

(内消費税相当額99万2,800円)

資料をお開きください。

防護柵といいますのは、橋でいう高欄でございます。赤の部分が変更になっている 部分でございます。

主な変更内容につきましては、この高欄の部分が変更となります。及び資料を2枚めくっていただきました排水管の変更の部分でございます。集合管としました関係でこの変更を行っております。

この工事についてのご説明を若干させていただきます。

この工事につきましては、道路メンテナンス事業ということで、工事自身は早期に着工・完成するということが目的となっておりまして、令和2年3月に工事の予備設計を上げております。この予備設計に基づきまして、京都府道路河川管理者と協議を行いながら事業を進めております。今年3月までに下部工、要するに橋台の完成を行うと。4月以降の出水期までに上部工の架設を行うということでございます。

今回の工事につきまして、最終協議が河川管理者との協議が最終つきましたのが令和4年2月でございます。その後、高欄等の変更が入りまして、今回変更をお願いさせていただくことになりました。

高欄の変更につきましては、橋梁ですので、橋梁の両端部に照明をつけ、橋梁の認識をさすことが目的にあります。ただ、今回の場合、近接に民家があること、また農作物があるということで、高所から照明を当てた場合に農作物、また近隣の住宅に夜半の影響が出るということで、高欄内のパイプの中にダウンライトとしてライトを入れ、また塗装の方法で高欄が若干、車のライトにより光るような塗装に変更させていただきました。その関係で、高欄の口径とかが変わった関係で高欄の変更をしております。

また、排水の関係でございますが、これにつきましては、当初、一番端のところで落とすという考え方で予備設計を立てておりましたが、橋梁詳細を行っていく上で路面の中心部あたりに1か所、排水を取るということになりまして、その排水のところからの管を直接河川の、今、流路となっています、流れているちょうど上ぐらいになりますので、それを避け、最短部に持っていくという指示が入りまして、またもう一つ、その点につきましては、橋上で何か起こった場合に直接、川の水面に水が当たらないようにするということで、ここの管の部分の集合管の追加が入ってます。それが今回の変更増となった分でございます。

なお、工事につきましては、順調に今のところ進んでおりまして、今年の9月下旬から10月上旬に本工事については終了する予定で現在動いております。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

これから質疑を行います。

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

ちょっと教えていただきたいんですが、今、説明の中で高欄の変更ということで、また照明の関係とか説明があったんですが、照明の影響というのはそもそも設計段階で判断できるんじゃないかなというふうに思うんですね。今回なぜそういった変更になったのかというところをもう少し詳しく教えていただきたいなと思うんですが、それと、高欄についても照明を設置する関係で高欄が変更になったのか、デザインも含めてそのあたりで変更がかかってきたのか、そのあたりも詳しく説明願いたいなと思うんです。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長(馬場正実君)

高山議員の今の質問でございますが、照明につきましては、当初、高さのあるものをつけるということで、橋の両端につける考え方をしておりまして、今回の工事の中でやらず次の工事でやろうという考え方をしておったんですけども、そうするとあそこはサクラの名所でもありまして、サクラ等の影響とか、それからまた近隣の家に影響が出るということも出てきまして、今回の工事の中で高欄と親柱のほうに照明を入れたほうが安全ではないかということになりまして、親柱につきましては今回の工事には道路工事のほうに入っていまので、入ってはいないんですけども、その部分、手戻りのない形を考えますと、高欄の中に入れるというのは今回の工事の中でやっておかないと駄目になりますので、その関係で今回の工事の中に付したということでござ

います。

デザインといいますのはたしかにあるんですけども、橋の形の中で、ダウンライト の下のところにデザインを入れるという考え方でおります。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

デザイン的には住民の方に親しみを持っていただけるような橋というようなイメージで、いいことかなというふうに思うんですが、今の照明につきましては、やはりこの間、祝橋の工事については何度か補正が行われているわけですよね。ですから、こういった事業というのは、早い段階で事前にいろんなことを想定した中で計画を立てていくべきではないかなというように思うんですね。

先ほど言われた照明の影響というのは、もう既に工事設計の段階で分かっていることですから、やはりそこは事前にそういう協議も含めてしながら、地元とも調整もしながら、事前の設計の中でこれは組み込まれてくるべきかなというふうに思うんです。ですから、今になって変更がかかってくるということについて、私自身疑問を感じるところでございますので、説明していただいたんですが、ここまで来てますので、どうしようもないことだと思いますけど、今後の事業を進めるに当たっては、そのところをしっかりといろんな方面から検討しながら進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点ですね、排水の関係なんですが、この説明資料にもありますが、油の流出とかいったことを想定されて、集水の形にして、直接、川に路面の水が落ちないように、要するに油が落ちないようにというような工夫をされるということですね。その場合、ここの排水されるところに仮に油が流れたときというのは、そこにフィルターか何かついてるのかどうか。要するに、油の流出があるようなときに川に流れ込まないような工夫というのは何か考えておられるんですか。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長(馬場正実君)

これも協議の中で指導を受けた中で変更したものでございます。今回の工事には含まれておりませんが、以前に発注しています、今年の3月までに終わっております下部工の橋台の中に桝が設置されてまして、その桝の中で一旦ワンクッションを置いて外へ出すと。もし、そういう事故が起こった場合は、橋梁自身の管理が今、物すごく言われていまして、下部工と橋台と桁の間に入れるようになっています。そこへ入っていってそこで取るという形で橋の設計になっておりますので、その点はそういう形になっております。

○議長 (岡田泰正君)

ほかに質問ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第29号 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第一回変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第29号 町道鷲峰山線祝橋上部工架設工事に係る請負契約の第 一回変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第30号 令和4年度和東町一般会計補正予算(第2号)、議案第

31号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第32号 令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第33号 令和4年 度和東町介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上4件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

〇町長(堀 忠雄君)

議案第30号から議案第33号の提案理由を申し上げます。

- 議案第30号 令和4年度和東町一般会計補正予算(第2号)は、新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大防止対策・生活支援として、子育て世帯生活支援特別給付金事業や4回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業、また、(仮称)総合保健福祉施設整備事業に伴う社会福祉センター等の解体工事等において、
- 議案第31号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応に伴う水道基本料金の軽減等において、
- 議案第32号 令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、犬打 峠トンネル建設業者に係る仮設事務所設置に伴う光熱水費の増額等に おいて、
- 議案第33号 令和4年度和東町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、保険事 業勘定における、国・府負担金等の返還金等において、
- それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。 ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- ○議長 (岡田泰正君)

総務課長。

○総務課長 (岡田博之君)

それでは、私のほうから、議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第30号

令和4年度和東町一般会計補正予算(第2号)

令和4年度和東町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,170万円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,560万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 2 2 日提出 和 東 町 長 堀 忠 雄

- 1枚おめくりください。
- 第1表 歳入歳出予算補正でございます。
- 款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。
- 1 1 款地方交付税、1 7 億 5,8 0 2 万 5,0 0 0 円、9 6 万 9,0 0 0 円、1 7 億 5,8 9 9 万 4,0 0 0 円。
- 15款国庫支出金、3億2,094万3,000円、7,247万9,000円、3億9,342万2,000円。
- 16款府支出金、1億7,653万円、838万9,000円、1億8,491万9, 000円。
 - 18款寄付金、1,000円、21万9,000円、22万円。
 - 19款繰入金、1億5,732万3,000円、1,370万円、1億7,102万3,

0 0 0 円。

2 1 款諸収入、 5,966万1,000円、14万4,000円、5,980万5,000円。

2 2 款町債、4億4,610万円、1億1,580万円、5億6,190万円。

歳入合計、35億2,390万円、2億1,170万円、37億3,560万円でご ざいます。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2款総務費、6億1,426万3,000円、235万3,000円、6億1,661 万6,000円。

3款民生費、10億1,989万4,000円、1億4,316万5,000円、11 億6,305万9,000円。

4 款衛生費、 4 億 9, 1 9 9 万 3, 0 0 0 円、 3, 0 8 3 万 2, 0 0 0 円、 5 億 2, 2 8 2 万 5, 0 0 0 円。

5 款農林業費、1億3,176万2,000円、529万2,000円、1億3,70 5万4,000円。

6款商工費、7,904万6,000円、740万円、8,644万6,000円。

7款土木費、3億4,456万1,000円、432万1,000円、3億4,888 万2,000円。

8 款消防費、1 億 8, 4 5 1 万 1, 0 0 0 円、1, 8 3 3 万 7, 0 0 0 円、2 億 2 8 4 万 8, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1枚おめくりください。

第2表 地方債補正でございます。

まず、1として追加でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

防火水槽設置事業(緊急防災・減災事業)、1,800万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

続きまして、2.変更でございます。

こちらにつきましても、起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の 方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

総合保健福祉施設整備事業(過疎対策)、8,780万円、なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、追加と同様でございますので、省略をさせていただきます。また、補正後の限度額につきましては1億8,560万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましても、こちらも同様でございますので、省略させていただきたいと思います。

続きまして、予算に関する説明書、令和4年度和東町一般会計補正予算(第2号)、 資料No.30に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページは総括ということで、議案書と重複しますので省略をさせて いただきたいと思います。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

こちらにつきましては主な補正額の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額582万円で

ございます。1節保健衛生費負担金ということで、新型コロナウイルスワクチン接種 対策費負担金でございます。

同款、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございます。補正額が2,317万3,000円。主な内容といたしましては、2節児童福祉費補助金2,255万7,000円。このうち低所得子育て世帯特別給付金(ひとり親世帯以外分)事業費補助金でございますが、こちらが290万円、コロナ対応地方創生臨時交付金(子育て世帯生活支援特別給付金)1,866万5,000円。

同款、同項、3目衛生費国庫補助金、補正額が3,698万6,000円、こちらにつきましては、1節保健衛生費補助金ということで、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で332万円、コロナ対応地方創生臨時交付金(水道料金軽減)事業といたしまして3,366万6,000円を計上させていただいております。

また、同款、同項、5目商工費国庫補助金で、補正額が600万円でございます。 1節商工費補助金ということで、地域独自の観光資源を活用した稼げる看板商品創出 事業補助金でございます。

16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金、補正額が316万4,00 0円でございます。こちらにつきまして主な内容でございますが、1節社会福祉費補助金313万5,000円、このうちきょうと連携交付金ということで、総合保健福祉施設整備事業225万円、また、同じくきょうと連携交付金でございますが、施設除却移転に係る事業ということで63万5,000円を計上させていただいております。

7ページ、8ページをお願いします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額が350万円でございます。こちらにつきましては、1節財政調整基金繰入金ということで計上させていただいております。

また、同款、同項、54目地域福祉基金繰入金でございますが、1,020万円の

予算を補正させていただいております。 1 節地域福祉基金繰入金でございます。

22款町債、1項町債、2目民生債、補正額が9,780万円でございます。1節 社会福祉債ということで、過疎対策事業債(総合保健福祉施設整備事業)に係る部分 として計上させていただいております。

また、同款、同項、7目消防費では1,800万円の補正額で、1節消防債、緊急 防災・減災事業債(防火水槽設置工事)ということで計上させていただいております。 9ページ、10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主な補正のみの説明とさせていただきますので、よろしくお 願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、補正額が1億1,855万6,000円でございます。主な歳出でございますが、11ページ、12ページをお願いしたいと思います。総合保健福祉施設整備事業ということで1億1,636万4,000円を、このうち委託料といたしまして、交差点詳細設計業務委託料306万円、また、工事請負費としまして社会福祉センターを含む周辺施設工事請負費(解体・撤去)1億1,000万円を計上させていただいております。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、補正額が2,182万5,000円でございます。主な事業でございますが、13ページ、14ページをお願いいたします。低所得子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)事業でございますが、こちらが313万1,000円、このうち負担金補助及び交付金で低所得子育て世帯生活支援特別給付金290万円、また、子育て世帯生活支援特別給付金事業で1,866万5,000円を、このうち負担金補助及び交付金で子育て世帯生活支援特別給付金1,850万円を計上させていただいております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、補正額が933万3,000円でご

ざいます。主な事業内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業費ということで、職員手当等で139万9,000円、報償費として、コロナワクチン接種等謝金で350万円、委託料といたしまして、コロナワクチン接種委託料で246万4,000円を計上させていただいております。

同款、同項、4目環境衛生費で2,154万6,000円の補正予算を計上させていただいております。内容でございますが、27節繰出金ということで、2,154万6,000円。主な事業につきましては、簡易水道特別会計繰出金の繰出金ということで、簡易水道事業特別会計繰出金△1,340万円、簡易水道事業特別会計繰出金(水道料金軽減)分といたしまして3,366万6,000円を計上させていただいております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

5 款農林業費、1項農業費、6 目農業施設管理費で、補正額が350万円でございます。こちらにつきましては14節工事請負費ということで、農業施設管理諸経費の工事請負費として計上をさせていただいております。

6款商工費、1項商工費、2目観光費で、補正額が700万円でございます。こちらにつきましては12節委託料ということで、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業ということで、委託料で700万円を計上させていただいております。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費で、補正額が400万円でございます。14節工事請負費ということで、道路維持補修費、先ほど建設事業課長のほうから説明がありました老人福祉センターへの町道の退避場設置等の工事で係る分、拡幅、また退避場の設置の部分で町道維持修繕工事に400万円を計上させていただいております。

8 款消防費、1 項消防費、1 目消防施設費で、補正額が1,800万円でございます。14 節工事請負費ということで1,800万円、これにつきましては、杣田地内

の防火水槽の設置工事にかかります工事請負費でございます。

2 1 ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいております。また、 後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

特別会計につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明申し上げますので、よ るしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長。

○建設事業課長 (馬場正実君)

それでは、私のほうから、特別会計、簡易水道事業及び下水道事業について説明させていただきます。

議案書をお開きください。

議案第31号

令和 4 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和4年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億930万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月22日提出

和東町長 堀 忠雄

1ページおめくりください。

第1表でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順でご説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、1億916万3,000円、△3,306万6,000円、 7,609万7,000円。

6 款繰入金、7,559万2,000円、2,026万6,000円、9,585万8, 000円。

9款町債、1,990万円、1,340万円、3,330万円。

歳入合計、2億870万円、60万円、2億930万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらも同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、8,467万2,000円、60万円、8,527万2,000円。

3 款公債費、1億2,252万7,000円、0円、1億2,252万7,000円。 歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第2表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的:資本費平準化債、補正前、限度額:600万円、起債の方法:証書借入又は証券発行、利率:年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法:政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後、限度額 1,9 4 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補 正前と同様でございます。 それでは、資料No.31、予算に関する説明書をお開きください。

令和 4 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

4ページまでは総括となりますので、5ページをお開きください。

主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料でございます。△3,306万6,000円、現年度分としまして、今回3,306万6,000円を減額させていただきます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。一般会計からの繰入を1,340万円減額いたしまして、同じく一般会計から水道料金の軽減分として3,366万6,000円を繰入れさせていただきます。

9款町債、1項町債、1目簡易水道事業債、1節簡易水道事業債1,340万円を 資本費平準化債から借入れをさせていただきます。これが高料金対策の分に当たります。

おめくりください。

歳出でございます。

歳出の主なものとしましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1 2節委託料60万円、これは水道料軽減分の検針機械POTシステムの変更費用60 万円でございます。

以上が、簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

続きまして、議案第32号をご説明させていただきます。

議案書をお願いいたします。

議案第32号

令和 4 年度和東町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,330万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月22日提出 和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表でございます。

歳入の補正でございます。

2款使用料及び手数料、補正前の額3,294万2,000円、補正額72万円、3, 366万2,000円。

5 款繰入金、補正前の額 1 億 3,5 4 5 万 4,0 0 0 円、1 2 8 万円、1 億 3,6 7 3 万 4,0 0 0 円。

歳入合計につきましては、2億5,130万円、200万円、2億5,330万円で ございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

2 款管理費、5,022万5,000円、補正額179万円、計5,201万5,00 0円。

5款予備費、50万円、21万円、71万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、資料No.32、令和4年度下水道事業特別会計補正予算(第1号)、 予算に関する説明書をお開きください。

こちらも同様、4ページまでは総括となりますので、省略させていただきます。

5ページをお開きください。

主なものとしまして、歳入のほうで2款使用料及び手数料、1項使用料、2目行政 財産使用料としまして補正額72万円、1節行政財産使用料として受け入れます。

5 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金としまして1節一般会計繰入金128万円の繰入れを行います。

おめくりください。

歳出でございます。

主なもののみとさせていただきます。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費でございます。処理場内の光熱水費、修繕費を計上させていただいております。需用費として179万円でございます。以上、議案第31号、第32号の特別会計の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、説明。

○福祉課長(北 広光君)

それでは、私から、議案第33号の説明をさせていただきます。

議案第33号

令和 4 年度和東町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

令和4年度和東町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,500万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 2 2 日提出 和 東 町 長 堀 忠 雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

7款繰入金、1億957万6,000円、4万円、1億961万6,000円。

9款繰越金、1,000円、1,996万円、1,996万1,000円。

歳入合計、7億1,500万円、2,000万円、7億3,500万円。

おめくりください。

歳出でございます。

こちらにつきましても同様の説明とさせていただきます。

1款総務費、1,002万円、4万円、1,006万円。

7款諸支出金、72万円、1,996万円、2,068万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和4年度和東町介護保険特別会計補正予算 (第1号)、保険事業勘定、資料No.33をお願いいたします。

1ページから4ページまでは総括でございますので、省略させていただきまして、 5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なもののみの説明とさせていただきます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額1,996万円、これにつきましては、1 節前年度分の繰越しということでございます。

おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても主なもののみの説明とさせていただきます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額1,996万円、 これにつきましては22節償還金利子及び割引料といたしまして、国・府の返還金1, 996万円でございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩(午前11時32分~午後1時30分)

○議長 (岡田泰正君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

それでは、私のほうから、二、三問質問させていただきます。

今回補正で、いわゆるコロナの予防接種の問題が出ております。予防接種については、高齢者が4回目の予防接種を躊躇される方も中にはおられると思いますけれども、一応、今現在どれぐらいの人数が予防接種に臨まれておるのか、考えておられるのか、まず、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

今現在といいますと、まず、3回目の接種終了者ということで、今、和東町でおよそ2,800人の方が3回目の接種までは終了しているということでございます。

4回目につきましては、今、希望調査票のほうをお配りして回収しているところで

ございます。これにつきましては、60歳以上の方を対象、また基礎疾患の方につきましては別途申し込んでいただくという形になっておりますので、まだ希望の総数は確定しておりませんけども、3回目につきましては、今一応2,800人余りでございます。

- ○議長 (岡田泰正君)
 - 6番、井上議員。
- ○6番(井上武津男君)

それは今回出されたうちの大体何%ぐらいに当たるんでしょうか。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

まず、3回接種終了者の数で2,800人と申しましたが、これにつきましては接種対象者のおよそ77%ということでございます。これにつきましては、まだ集計の途中で、やはり和東町外で打っておられる方につきましては、各医療機関なりが京都府の国保連合会を通じてうちのほうにデータが来るということですので、若干これよりは上乗せになるとは思いますけども、今現在の速報値で77%ということでございます。

- ○議長 (岡田泰正君)
 - 6番、井上議員。
- ○6番(井上武津男君)

そしたら、結局、同じぐらいのところを一応見込まれてるというところでしょうか。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

次の4回目接種につきましては、3回目の接種はもっと年の若い方も接種されているので、そこまでの数は想定していないんですけども、ただ、3回目を接種された6 0歳以上の方プラスアルファの数は想定しておりますので、7月になり4回目の接種を開始するのに当たりましては、一応、3回目終了者の全員が打っていただけるという想定の下に計画しているところでございます。

○議長 (岡田泰正君)

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

ありがとうございます。

7月の3回の接種がございました。3回とも結局そういう形でできるだけ本当は年 寄りとか器官に何か持ってはる方は接種していただきたいとは思います。

それとはまた別で次の問題で水道料金の問題なんですけれども、今回、基本料金を 値下げするという形で出ておりますけれども、これは今年の何月から来年の何月ぐら いまでを大体目安にしておられるか、その点についてお聞きしたいです。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

はい、お答えさせていただきます。

今回の議会で議決いただきましたら、7月から来年の3月まで、今年度となっております。

○議長 (岡田泰正君)

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

ありがとうございます。

こういう形で町長が出されたということは実にありがたいことだと私は思っております。

それと、いわゆる水道料金の値上げは平均して1世帯どれぐらいの値下げになりそ うなのか、この点についても少しだけお聞きしたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

今その速報値が出ているもので言いますと、4月、5月分の料金になるんですけども、2,200円の基本料金を値下げすることになりますと、かなりの数字になると思います。現段階で20立米以下の使用料というのが70%ぐらいの方がおられるんで、ここから2,000円の基本料金を引くとなりますと、かなり大きな数字になろうかと思います。

○議長 (岡田泰正君)

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

ということは、一番多いところが今現在の価格から約半分近くの金額が値下げになるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長(馬場正実君)

はい、答弁させていただきます。

現在のところ、あくまでも今年の5月の検針の速報値だけでいきますと、ゼロから 5、6から10というのが前回の改定分のとこでございます。ここで33%の方がお られるということと、11から15、16から20というとこでここで24%の方が おられるということになりますので、約半分近い金額の減免になります。 ○議長 (岡田泰正君)

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

ありがとうございます。

そういうたくさんの方が恩恵を受けるということは実にありがたいことでございま す。できるだけこの分を活用していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

確認なんです。

今、井上議員のほうから、水道料金の軽減の質問がございましたが、これは今回、 物価高騰対策ということで臨時交付金という形で国のほうからあるかと思うんですが、 この簡易水道料金の軽減については物価高騰対策というふうに考えていいのかどうか、 そのあたりお答えいただけますか。

○議長 (岡田泰正君)

総務課長、答弁。

○総務課長 (岡田博之君)

はい、髙山議員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町で考えておりますのが、先月の5月に出されましたコロナ禍における原油価格・物価高騰対策という形で国の予備費を活用されまして、和東町には3,761万5,000円の交付金が下りてきたところでございます。それにつきましては、当然、必要な住民の生活支援に充てるということで、その対策分として今回計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

ありがとうございます。

物価高騰対策ということで、こういう形で軽減していただけるというのは非常にあ りがたいことだというふうに思っております。

ただ、住民の方の中に、今何%かというようなお話もございましたが、もともと基本料金内で、要するに今5立米以内の世帯というのは何世帯ぐらいあるのかというのは分かりますか。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

何回も言いますけども、あくまでも5月の1回の検針だけの数値でいいますと、0から5立米で375世帯、約22.58%の方が基本料金内でございます。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

すみません、先ほどそういうご答弁があったことは聞き漏らしていまして申し訳ご ざいません。

375世帯が5立米以内ということなんですね。それ以外の70数%の方というのは、それ以上の利用をされているということなんですね。要するに、水道事業への貢献度ということからいきますと、やはりもっと負担をされている方も多くおられる。特に、農家の方で水を多く使われている方もあるかと思うんですね。そういったところについては、やはりかなりの負担をされているところもあるんですが、今回の水道料金の軽減については、今のところ基本料金ということで一律なんです、別の考えと

して、使用料に応じた軽減というのは考えておられないのかどうか、いかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長(馬場正実君)

多分、髙山議員がおっしゃられている質問につきましては、例えば、使用料に対して何%という形で軽減はできるかというご質問だと思います。ただ、先ほどから何回も言いますけども、速報値でしかない関係がありまして、現段階で、例えば、全世帯から10%とか15%とかという減免をかければいいんですけども、今の数値の中ではなかなかその辺がうまくつかめていないという状況もございましたので、今回、基本料金というところで整理させていただいております。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

速報値でまだつかめていないということですので、今後も物価高騰はまだまだ続く。また、10月以降は状況としては、より悪くなるというような報道もされておりますから、今後の中で、また国のほうでもいろいろ検討もされると思うんですが、その中で、今、申しましたように、使用料に応じた軽減も検討していただけたらなというふうに思います。住民の方からもそういうお声も聞いておりましたので、そういう形でお願いをしたいというふうに思ってます。

あと、資料の14ページなんですが、低所得子育て世帯生活支援特別給付金ひとり 親世帯以外分とひとり親世帯というように2種類あるんですね。この2種類について 説明をお願いできますか。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、髙山議員のご質問にお答えいたします。

まず、ひとり親世帯といいますのは、離婚もしくは死別等、何らかの形で片方父子・母子のひとり親になった家庭のことでございます。ここにつきましては、特別給付金につきましては、京都府からの直轄でプッシュ型の形で給付されると。

ひとり親世帯以外分につきましては、児童手当等非課税世帯で受けられている方につきましては、町からプッシュで給付させていただくというものでございます。ひとり親世帯以外分につきましては、ほかに18歳までの非課税の世帯の方につきましても、申請により給付させていただくと。そちらの分がひとり親世帯以外分というものでございます。それともう一つ、今年の1月以降で家計が急変された方の世帯につきましても、ひとり親世帯以外分での給付ということになります。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

すみません、それぞれの金額も教えていただけますか。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

失礼しました。

金額につきましては、1人5万円の給付ということで、例えば、対象のお子様が2人いらっしゃる場合には、家計を持っておられる世帯の方に10万円の給付ということで、対象のお子様1人につき5万円という給付でございます。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

資料20ページなんですが、おもてなし茶会と茶源郷体験オンラインコンテンツ開

発事業委託料というのがあるんですが、これはどういったものなのか教えていただけ ますか。

○議長 (岡田泰正君)

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長 (原田敏明君)

髙山議員のご質問についてお答えさせていただきます。

地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業の事業内容でございますが、こちらにつきましては観光庁の事業ということでございまして、地域を支える観光の本格的な復興の実現に向けまして地域の稼げる看板商品を創出するということで、自然・食・文化・歴史・生業など、地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を目的に、今回、補正予算を計上させていただいたというところでございます。

事業の詳細につきましては、造成する看板商品を5つの事業、コンテンツで構成させていただいて、1点目につきましては茶源郷和東オンラインおもてなし茶会、2点目でございますが、茶源郷和東オンライン体験ツアー、3点目が360度動画体験の配信、4点目につきましてはオンライン和東茶マルシェ、5点目につきましては茶源郷和東オリジナルお茶料理を食するというところで、食事提供のネットワーク開発というところでございます。

以上、5つのオンラインコンテンツの開発に向けました事業でございます。地域独自の資源を活用したオンラインイベントを実施し、開発したオンライン商品を海外に向けて継続的に発売するというところで、訪日観光客における魅力のある茶源郷和東としての地位を確立していくというような事業でございまして、700万円計上させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

2番、髙山議員。

○2番(髙山豊彦君)

特にはオンラインでの取組というのが主だったと思うんですが、その中でお茶料理を食するとかいうことも入ってるということですが、これについて委託料ということですから、その委託先ですね、町外の方が主になるのか、町内の方もここにも関わっておられるのか、事業をする上で、なるべく町内の方に関わっていただけるような事業というのは大事かなと思いますので、そのあたりはいかがですか。

○議長 (岡田泰正君)

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長 (原田敏明君)

はい、お答えさせていただきます。

委託業者の選定につきましては、事業メニューにございます調整並びに今後の看板 商品として広く協力を得られるということで、国内外の流通・販売等の精通、またノ ウハウ等を考慮いたしまして、旅行会社への委託を考えているところでございます。

一つ目につきましては、国内最大大手の、そしてまた観光庁の本事業の事務局でもあります採択事業者の株式会社JTB、もう一つは、和東町までの最寄りの鉄道駅JR加茂駅でございますが、JR西日本から旅行部門を引き継がれた株式会社日本旅行を考えているところでございます。

そうしまして、コンテンツの開発事業ということもございますので、そちらのほうに事業委託させていただきまして、あとは協力団体ということで今、想定させていただいていますのは、和東町商工会、一般財団法人和東町活性化センター、一般社団法人エントランス和東、一般社団法人国際日本茶協会、あとはお茶の京都DMOといろいる考えているところでございます。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

それでは、一般会計の12ページですけども、総合保健福祉施設整備事業に関わってですけども、先ほど福祉センターの解体・撤去ということで条例のほうも廃止するということで先んじてあったわけですけども、それに伴いまして、撤去の関係であるとか、それから関連する事業ということで挙がっております。それで、総合保健福祉施設整備事業が事実上、福祉センターを解体することでスタートするというふうに思うんですけども、その辺について少しお聞きしたいと思います。

先ほども触れましたけども、4月19日に建設委員会が開かれております。そこでいるいろと議論があるわけですけども、一つは、先日、全員協議会も開いていただきましたけども、プロポーザルの関係ですね、それをもう一度確認だけしておきたいと思うんです。

この会議録を読みますと、町長は今回の問題についてどう言っているかということなんですけども、「何もおかしなことはしてないのにおかしいと言われるということは私の不徳のいたすところである」というふうに言われているんですね。だから、何もおかしなことはしていないのにおかしいと言われるというふうに、要は、自分としては何も問題ないんだと。問題ないのに周りが「問題だ」「問題だ」と言っているんだと、こういう認識だということだと思うんですね。これは大変ゆゆしき認識だと思うんです。何もおかしなことをしてないのにこんなにいろいろなことを言われるはずがないんですね。要は、一般常識から外れていたということだと私は思うんですけども、そういう意味では、町長は先日の全員協議会でも、一定反省するとかせんとかっていう話をされましたけど、全く反省されてないということが確認できたと思うんです。

その上で、2点ほど確認だけしておきたいと思うんです。

この中でも言われてますけども、今回の行政判断を裁量として判断された一つの理由として、0.5点で僅差であったということが繰り返し言われております。僅差だ

ったから両方から話を聞きたかったんですという話で進んでいるんですけどね。じゃあ、確認しますけども、この僅差という基準ですね、今回 0.5 というのは僅差だというふうに判断されたと思うんですけど、じゃあ、どこまでが僅差なのか、どこまでだったら僅差というふうに判断されたのか、その辺の基準をお持ちなんですか。

1.0ですか、1.5ですか、2.0ですか、要は、行政として裁量を行使する上で 僅差ということがどこまでのことなのかということをはっきり基準として示していた だきたいというのが1点です。

もう1点、この中で、なぜシーラカンスを選んだのかという話が載っております。その中でいいますと、いわゆる業者の経験の問題ですね。要は、tecoさんよりもシーランカンスのほうがいろんな面で経験が豊富で信頼できるというようなことで選んだ。それから、もう一つは、設計費用が判断の基準だったというふうに二つ言われております。しかし、企業としての経験値であるとか、それから設計の費用というのは、もう既に分かっていたと思うんですね、町のほうに1、2が来る前にね。改めて議論しなくても、その業者の信頼度というのは検討しなくても分かってることですよね。だから、後でいろいろ行政判断しなくても十分分かっていることだというふうに思うんで、そういった意味では、わざわざ行政判断しなくても、ルールどおり1位の方からお話しして、信頼が薄いから次へ行かせてもらいますと言って2位に行く、そういうことでよかったんじゃないかと思うんです。それが判断基準であるっていうんだったら、こんなややこしいことをしなくても、ルールどおりやっても十分できたんじゃないですかと。もし、できないていうんだったら、なぜできなかったのか、その辺もはっきりと説明いただけますか。

この2点お願いします。

○議長 (岡田泰正君)

総合施設整備課長、答弁。

〇総合施設整備課長(竹谷秀俊君)

はい、お答えいたします。

僅差の定義でございますが、数値的に何点から何点は僅差といった数値的なものは ございません。今回は100点満点中1点未満の0.52点ということで僅差である というふうに判断しておりますが、審査員の皆様に講評いただいた中でも、両者はど ちらもすばらしい提案で僅差であったという評価もいただいておりますので、今回、 両方の話をしっかりと聞いて、丁寧に聞いて判断していかなければならないという判 断での両者を受注候補者に特定したという経過でございます。

2点目のシーラカンスを選んだ基準でございます。

選定委員会のほうで一定の要領に基づいた審査はございます。こちらにつきましては、それぞれ点数化された視点でもって、100点満点のうち何点という評価が出されます。1級建築士が何名ですとか、今までの類似施設の設計件数は何件とか、そういったものも点数に加味されます。大きなウエートではございませんが、そういった部分はございますが、そういう評価の中で1位と2位が選ばれてまいりました。差を開けての1位と2位でございました。

そういった中で、今度は町として、契約する相手として両方のすばらしい提案をしっかりと聞いて、その上で町の希望に沿うような工事、予算関係ですとか、納期ですとか、何かあった場合の対応する力ですとか、そういったものを聞かせていただいて、その上で比較考慮的に判断させていただいたというのが今回の基準に替わるものだったと考えております。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

いわゆる僅差というものの基準はないということですよね。何の基準もないけど、 僅差だなって。100点のうち0.5点だったら僅差じゃないの、選定委員会で僅差 と言っているから僅差じゃないのということでしょう。どこまでが僅差ですということを基準もなく、これは僅差ですっていうふうに判断するというのは、それこそ恣意的な判断ですよね、町長。

0.5点がこの業界の中で僅差なのか大差なのか、私は専門家じゃないので判断ようしません。ある意味、0.5点で大きい点差かもしれないですよ。そういう意味で、何の基準もないのに、僅差だからみたいなことで行政の裁量権を発揮されたと。これほど恣意的な、町長の頭のうちでしか判断できないようなことでこういう重要の施設を造るための設計委託を任されたと。問題ないと言われるけど、これは大変問題じゃないですかというふうに思うんです。はっきり言って、基準があるのかと思いました。せめて1.0までとか、1.5までとかやったら僅差ですねと言われるのかと思いました。基準はないと。大変いいかげんですよね。この大事な施設の設計をそんなことで決めていいんですか。

先ほど課長が、二つ目の問題ですね、いろいろなことで加味しているわけで、こう言われているんですよ。説明するとすれば、設計料の問題と、それから経験年数の問題か、その2点かと思うって言われているんです。1位は優秀な提案だったけども、経験が足りないこと、設計料が高いことにより点数が僅差になったと言っているんですよ。この二つのことが、要はtecoさんが1位だったけど、僅差になった原因だって言っているんです。ということは、選定委員会の段階でこのことは分かっていたということですよね、ネックになっていた部分というのは。そのことが2位の方をわざわざ選ぶ理由だと言われるんだったら、それは選定委員会の段階で既に分かってたことですよね、このことをちゃんと読めば。わざわざ町長が恣意的な判断で、基準もなく、両方1位というふうに判断されて、両方から話を聞くなんていうことはしなくたって、ルールどおりやれば問題なかったんじゃないのかって言っているんですよ。

町長ね、ちゃんと答えてもらえます。僅差っていうのに何の基準もなかったんです か。課長はないって言われました。選定委員会が僅差だって言ったから僅差だと、そ れだけは選定委員会の話を取り上げておいて、契約については選定委員会のことは知りませんという都合のいい理由ですよね。町長も基準はなかったんですか。「僅差」「僅差」っていつも言ってましたけどね、「僅差だったから」「僅差だったから」って言われましたよね。じゃあ、その僅差って何ですか。町長の僅差っていうのはどこまでですか。

それをちゃんと説明いただきたいのと、二つの理由というのは、もう既に選定委員会のときに明らかで、ルールどおりに両方から話を聞かなくたって分かっていることなんだから、ルールどおりにまず1位の方からやって、2位の方に移っていけばそれで済んだんじゃないですか。分かるように説明してください。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

分かるように説明させていただきます。状況から説明いたします。

プロポーザル制度というのは、経験がある人もない人も、多くの企業が平等に立派なものを扱っていただこうということで、プロポーザル制度というのは、業者の皆さん方が非常に強い要望を国のほうへ上げておられました。そして、国では新しい制度として生まれましたので、今までの経験から近隣の役場とか、いろんなそういう制度を取られてきております。

今回の金額が大きいもの、この特徴は全国から募集できる。和東町もプロポーザル 制度を設けて、経験があろうがなかろうが、全国の業者全てからしていこうというこ とで、今回この趣旨に合った制度を採用させていただきました。

このプロポーザル委員会を設定して、そしてプロポーザル選定委員会が要綱を設けられて、そして、その下によって全国に募集されておるんですね。和東町に20社の応募の希望がありました。20社の中から17社が書類から全て出されてきました。17社を全部プロポーザルで選ぶことはできませんから、プロポーザルの委員会で1

0社だけを書面で残されてヒアリングされたんです。そのヒアリングの中から10社 全部というわけにはいきませんので、その中で1社と2社と決めて、交渉をしてくだ さいという交渉権を町長がもらうことになるんです。その時点でプロポーザルで17 社は外れておりますから、私は2社しか名前が分かりません。

もう一つ大事なことは、今、言われましたけども、経験がある、経験がない、うちのほうからそんなことは言ってないですよ。これは建設委員会を設けてやって議事録に全部載っていると思いますが、それが公開されております。その中に副委員長をされている方がそういう話をされてた。その確認で言われてますから、行政が言ったことじゃないですね。

副委員長は、そういったことを今回いろいろと副委員長としてもこの中で経験されたか分かりませんが、「プロポーザルには大きな問題点もあります。確かに今回問題点というのはありますが、私はプロポーザルという制度をつくるのに国の委員としてやらせていただいて、そこは苦労してきました。今回、一石を投じた。こういう問題点というのは直していかなきゃならない。そういう意味では、今回、国のほうでは和東町のような問題点を指摘して、国のプロポーザルの制度を変えていく」とも言っておられます。それともう一つは、「和東町がやった制度は何ら問題はない」と、こういうようにも言っておられますね。私は副委員長の言葉を言っております。これも公開されていますね。だから、そこでご確認いただきたいと思います。

だから、そのように1位、2位が上がってきている。次のスタートをする。ここからは和東町が選んでくださいというときに、町長としてこれまで裁量権で全部と言うけども、執行権があります。その執行をしていくのに、いわゆる規則、条例、法律に基づいて決裁する場合があります。しかし、規則とかそんなん細かく書いてないときも決裁しなきゃならん。この色、赤い色で塗りましょうか、黒い色で塗りましょうかと、これは裁量権でいかないといけない。だから、委員会の中でどんな議論をされたか分かりませんが、企業の名誉に関わる問題もあるかも分かりません。総合的に判断

というと、公開されているところを全部見てください。だから、そういうことも含めて言います。

私、いろいろ決裁してますけども、公開条例で条例上、出してますが、全部あからさまに出しているやつなんて何もない。個人に迷惑かけるところは黒く塗りますし、企業に迷惑かけるときは黒く塗ります。もし、それが企業とか、委員の人の問題があるものでしたら黒く塗るとこなんです。だから、それは副委員長も言われているように、問題ない。プロポーザルとして問題があるんだったら国のところで変えますとまで言うてはります。和東町で一石を投じたということなんです。

これは何かというと、いろいろ言われております。プロポーザルは公正・公平に問題があるの違うかと言われております。うちの場合はそうだと言いません。名誉に関わる問題があります。そこを総合的な判断と申し上げました。

そして、そのときにいろいろと上がってくる中で、私は決裁をしていくわけですから、命令するわけではありませんからね。その中でいろいろと先ほどの詰めた協議が上がってまいります。上がってきた中で総合的な判断をして、どっちに決裁すればいいのだろう。

このときに、さっき課長も言っておりますように、僅差ということと総合的な判断と、もう一つは、委員会で「どちらもすばらしい」と、私はこの言葉に迷いました。だから、交渉相手を決めるのには町長側に来ました。だから2社の中で決めるところに私も入れてもらいました。一言も言葉を発していませんが、確認する必要があります。1位の方は1位で優先でお話は聞かせてもらわなきゃなりません。ただ、そのときに結論をはっきりさせたらよかったんですが、結論をはっきりさせる理由としては、企業の名誉に関することがあれば控えました。

そして、昼からになりましたけども、次のとこを参考にというんですか、1位にするということは、そこのところは裁量権。法律がないから裁量。要綱・規則で決めてもうてたら、それに基づいてやります。ないから裁量権を使った。さっきの色を決め

るときとか、どの建物がいいねとかいうのは、これは皆、感覚でいきますからね。だから、そのときの私の参考は協議してもらった内容、いわゆるプロポーザル委員会の報告の内容、そして私も同席させていただいた内容、そういったものを総合的に判断して、どちらか決めるときに、やはりこちらに決めるべきというのは最終決裁していかなきゃならない。そういう立場に立ちました。

だから、ここのところはもう一回繰り返しますが、今回の和東町の場合、前の選定委員会の副委員長で今、建設委員会の委員長をやってもらっていますが、このプロポーザルに非常に大きい一石を投じていると。国によってこのプロポーザルの問題点は直していかなきゃならん。私もこれから一員としてこの制度、町が指摘されたこの内容については直していきましょうと。この指摘された内容というのは、うちだけでいきませんから。企業にも関わる問題ですから、具体的には避けたということです。そういうことでひとつご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

質問の方と答弁の方にお願いしたいと思います。

時間の都合もありますし、また、答弁に熱が入ることも分かりますけれども、できるだけ簡潔明瞭にポイントを絞って質問なり答弁なりをお願いしたいと思います。

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

町長、長く答弁をされるのは構わないんですけどね、私が聞いてることにちゃんと 答えてくれますか。全て何も答えておられません。

私は単純に2点だけて言いましたでしょう。審査の基準は何ですかって聞いたんです。それと、もう既に、いわゆる言ってたやつは分かっていたわけだから、ルールどおりやったらよかったんじゃないですか。もし、それが無理だったら何だったんですかっていうことをちゃんと分かるように言ってほしいと言いましたよね。一つも答えてないですよ。それだけ説明できないということだというふうに思うんです。

先ほど建設委員長が二つのことを言わはったのは、多分教授ですよね。行政が言ったんじゃない。課長が言ったんじゃない。分かってますけど、だけど、その後に、結局そのことが要は事務所としての能力がより秀でていたシーラカンス アンド アソシエイツを選んだということでよいかって言われて、課長が、「お見込みのとおり」って言っているんですよ。同じことじゃないですか。要は、建設委員長の話をそのまま受けて、お見込みのとおりだと答えているんです。だから、行政も一緒じゃないですか。そんなことは行政は言ってないとか、行政が主催しているやつなのにそんな無責任なことないです。

今日はそのことをどうこう私はこれ以上言いませんけど、言ったかって時間が無駄だから、だけど、ちゃんと分かるように説明できないんだったら、こんな大事な施設を造る資格ないんじゃないですかということです。

それで、次に、もう一つ、建設委員会の中で大きい論点になっていたのが、浸水の 問題で、防災上の問題です。

その中で、町長が繰り返し言われていることで私が大変気にかかったことがあるんですね。要は、浸水の問題はあるけども、千年に一回の水害だというふうに言われているんですね。3回ぐらい言われてますね。千年に一回のことに対して、さっきも言われましたね、4,000万円、5,000万円かけるのはどうかとか、それで何かいろいろ対策するのはどうかとか言われてましたよね。千年に一回というのはどんな基準で言ってるんですか。千年に一回ということは、これから千年の間に一回もこんな水害は起こり得ないという、そう言い切れるだけの科学的根拠でもあるんですか。

実際、この間、数年で見ても、あっちこっちで起こり得ないと言われていた水害がいっぱい起こってますよね、こんなこと初めてだみたいなやつが。起こってしまったら、そのときで1回でしょう。千年ていつですか。今2022年で、3021年まで和東町にはそれだけの水害が起こり得ないというふうに繰り返し言っておられますよね。町長がそこまで言い切れるだけの科学的根拠って何なんでしょうか。そこまで言

い切られるんだったら、それも分かるように説明していただきたいと思うんです。

これは大変危ないことだと思います。「千年先まで水害が起こらないんだ」という ことを住民の皆さんに言うことになりますよね。そう言い切っておられますけど、科 学的な根拠って何ですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

この危険区域については、国土交通省も出していたり、明らかに京都府の新聞に載せたり、ハザードマップとかいろいろ出されております。そういう中ではきちっと出されておる内容が千年に一回ということであります。

岡本議員は、調べられてるか調べてないか知りませんが、起こる内容そのものについては、確認は取れてないんですが、いわゆるここは浸水しても何時間すれば引いて しまいますという言葉も入っていたと思います。

もう一つは、和東町はどこへ行っても崩壊があります。この辺に全部耐え得るかというような形ですれば、この庁舎も大変だと思います。当初と一体的に運営していこうという中で、全てに対応してやったら、この庁舎もやり替えなきゃなりませんし、だから、そういう施設で対応しようと思ったら限度であります。この限度というのは、ハザードマップとかその基準を大いに使いながらいくときに、私は、明日起こるかも分からないというのが、もう一つの基準にしたんが、水が1日で引いてしまうと。ないとこもあるかもしれませんが、ある程度はですよ。それと垂直の避難も可能だと。先ほど言いましたように、避難として考えていかなきゃならん場合はね、これはまだ指定はされてませんけども、今後どういう形でいくのか、これはいろんな災害によって違ってくると思います。今、「浸水」「浸水」ばっかり言うてはりますけど、日本は地震大国。だから、一つのことでありますが、そこで最大公約数と変な言い方をしますが、どこの町も最高点じゃなしに、どの範囲まで許されるか、これは建築法でも

何でもそうなんですね。どこまで許容範囲でいけるか。それ以上超えてしまうと、それにこしたことはないけども、過大投資と言われる一つの批判が出かねない。

許容範囲はどこであるかというとこを大きく考えていくときに、大きな基準は、住 民が多く来ていただいて、この役場庁舎も大いに検討していかなきゃならないです。 だから、今、役場そのものの電算とか大事なものについては全部2階へ上げておりま す。目的によったら建物もそういう形で対応し切れるわけなんです。だから、そうい うことを含めながらその辺のところの判断。これもこうしなさいという判断はありま せんね。さっきも言ったように、規則でこうしなさいというと楽ですけども、条例・ 法律でこうしなさいであれば楽ですけども、さっき「裁量権」「裁量権」て分かりや すいから使ったものの、本当に裁量権というより、町長は決断と判断をしなきゃなら ん。その判断のときには許容を許される判断、そのときに4、5千万円かけてするの か、それより住民に利用してもらうほうが大事じゃないか。土を積んで高くするより も、役場との連携を一緒にしていくほうが、利用される方についたらいつまでも利用 される。将来、私たちが利用しやすいような形をつくっていただきたいという声もあ ったと委員会で挙げておられました。だから、そういう意味で、まず一つは安全なも のが大事ですが、それも許容範囲で、そして、住民がいつまでも利用しやすい、愛さ れる、和東町のシンボルとなる建物を造ってまいりたいと、このように思っていると ころでございます。

よろしくお願いします。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○ 7番(岡本正意君)

結局、何も分からないですね。千年に一回って、どういう科学的根拠があるんですかって聞いてるけど、何もないじゃないですか。町の総合保健福祉施設でしょう。住民の方の健康や命を守るという意味での拠点になる、そういう施設をこれから造ろう

というときに、何かいいかげんな形で造るというのは大変危惧を感じるんですね。千年に一回のことだから大丈夫なんですよということを言っているのと同じなんですよ。

町長に確認しておきたいんですけど、その中でこう言われているんですね。要は、「千年に一回起こることよりも日常を重視しますと。浸水対策について議論はするけども、千年に一回のために町民が毎日不自由を被るものは造りたくない」、あと、ほかの方もね、これは建設委員長ですかね、「防災上の対策を講じるとどうしても不自由を被る方がいらっしゃるので、そこも考えて」、この町民が毎日不自由を被るものというのは具体的に何なんですか。対策をしたら町民が不自由を被ると、それは具体的にはどういうものなんですか。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

長いこと言うと答えてないと言われますので、簡単に言いますと、安全なものを造ろうと思ったら、高く上げるということです。高く上げたら役場とは坂になりますから、使いにくい。役場を利用しているんやったら、高齢者でも歩きやすいように坂にせんといてくれと。これは安心のためというよりも、利用しやすいというのが住民の声です。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番 (岡本正意君)

いわゆるスロープの問題ですか。バリアフリーの問題ですか、そういうこととはかって千年に一回って言ってはるんですか。千年に一回のことだから、みんながスロープを上がっていくのがしんどそうだから、そんなこと造る必要ないと言ってるんですか。これは大変問題じゃないですか。

前に審議会のあれを受けて、この場所に決めますというふうに報告されましたよね。でも、ここは浸水リスクが高いというのははっきりしている。その場合、じゃあ、どうするのかといった場合に、盛土するって言われたんですよ。浸水が来るから上に上げると。でも、今の話ではしないということですよね。千年に一回だからそんなことする必要がないと。当初ここにするって言ってた根拠として、そういう安全対策をいたしますと。だから、大丈夫なんですと言われましたよね。それはいつ触ったんですか。今、「しない」と断言されましたよ。いつ方針が変わったんですか。前は「する」と言ってましたよ。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

岡本議員、質問をされる場合には今まで申し上げてきている根拠、法的な根拠とか 踏まえて話をされるほうが分かりやすいと思うんですね。

例えば、ここは浸水と土石流があるんです。浸水については28災の堤防ではないとは言いませんけど、その頻度は落ちるということが発表されていることは岡本議員はいろいろ調べておられると思うんですけども、それについて「浸水」「浸水」ということじゃなしに、ここは土石流が心配されました。いわゆるレッドじゃなしに黄色い話がありますね。だから利用しやすいようにすれば、その対策を伴って住民に利用しやすいという方法を選ぶほうが住民に寄り添った判断だろうと。

幸い今回は土石流の元になるところの対策を入れていただこうという方向が示されたということで、非常に大きくこのことについては前進いたしました。私については、そのことによってこれから先、住民の施設となる、シンボルとなるところが非常に利用しやすい、そういうことに配慮してもらった建物になるだろうということで、今までの懸念を一つ避けることができました。そういう意味で、この地域はどういう危険区域か、どういうものがあるかということをきちっと理解されて質問されると、こう

いうことが大事だと思っているんです。

住民で聞いておられる方はいいかげんなことを言われて、さっきも「分かりません」「分かりません」て、私は裁量権。だから、基準がないから裁量権でやったということが言われてるんですから、そういう判断をしたということですから、基準どこですかっていったら、町長が判断したんです。そんなことで、また次どうですかって聞かれたって何一つ答えることができないですね。だから、そういうことで、もう少しきちっと言葉とかいろんな意味を理解されて、そしてきちっと質問されることが大事だと。そうしないと、ええ加減な根拠、概念で、それがいかにも正しいかのように伝わっていくのは非常に私も迷惑しております。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

開き直りはりましたね。先ほどの件だって、要は基準でないんだって言われて、それは私の裁量だから基準なんであるはずがないやろうというね、そういうことでしょう。それを開き直りって言うんですよ。だから、それを恣意的って言うんです。それをあれこれ言われるのは迷惑やって言われましたよね。何ですか、それ。それは議会に対する冒涜じゃないですか。あまりにも「僅差」僅差」って言われるから、「0.5点」で言われてるじゃないですか。そちらが言ってるんですよ、これが僅差だって。基準はどこですかって聞いているのは何かおかしいですか。基準がないから選定委員会が順番つけてるんじゃないですか。そこで恣意的なものが起こらないように最低限、そんなことも分からないんですか、町長、長年やっておられるのにね。

それで、先ほど言われましたよね。「浸水」「浸水」て言われますけどもね、土石 流もあります。もう一回聞きますよ。先ほど私、言いましたよね。前ここに決めると きに、「浸水があるから、リスクが高いからどうするんですか」って言ったときに、 「かさ上げする」って言ったじゃないですか。それは町長の答弁でしょう。方針でしょう。それはどういう根拠に基づきいつ変えたんですかって聞いただけの話です。それも何もね、私が何か変なことを言ってみたいなね、これは本当に開き直りもええとこですよね。

聞きますけどね、ここに決めたときに、要は、諮問される前の審議会の段階では、ここの防災上の評価というのは、浸水についても、土石流についても×です、リスクが高いから。ですけども、いわゆる諮問されて提言を受けられて、その後、町のほうでどういうふうにされたか知りませんけども、いつの間に評価が△になっていたんですよ。それは一体いつ誰がどういう検証をされて評価が上がったのかということを今までも聞いてきましたよね。でも、一つも答えておられないですね。

じゃあ、そこまで言われるんだったら、私に対してもっと調べてから言えって言われるんだったら、じゃあ、教えてもらいましょう。もともと×だったのが、町のほうに引き受けて以降ね、どこかの段階で△に評価が上がってますよね。それは一体どういう検証をされて、どういう調査をされて、誰がどういう場所でそういう判断をされたのか。今、土石流の話もそのとおりです。分かるように言っていただきたいと思うんですよ。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

(不規則発言あり)

○議長 (岡田泰正君)

着席してください。

分かりました、質問の内容は。

○7番(岡本正意君)

まだ、質問は続いているんですよ。

町長がずっと長いことしゃべってても止めないじゃないですか、ひとつも。どうい

うあれですか。

(不規則発言あり)

○7番(岡本正意君)

今こっちでしょう、開き直ってね。

もう一つね、いわゆる土石流で新しい施設が倒壊することはないっていうふうに初めなってました。

○議長 (岡田泰正君)

議長の要請に応えてください。

○7番(岡本正意君)

だけど、その後で、それは100%あるんですかって聞いたときに。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

必要な質問ですから。

○議長 (岡田泰正君)

質問やめてください。

(不規則発言あり)

○7番(岡本正意君)

それをあるっていうふうに変えられました。

どういう経過を持って。

○議長 (岡田泰正君)

退場させますよ。

○7番(岡本正意君)

変えられたのか、ちゃんと説明いただけますか。

○議長 (岡田泰正君)

町長。

○町長(堀 忠雄君)

今も変えられましたと。私は諮問委員会から上がってきた内容が私は判断します。 その諮問委員会の中で、今、言うように、△か○か、そこの議論の話です。私はそれ をもらったときに結果からスタートします。それどうですかって言ったら、諮問委員 会の中で検討された結果だと思います。

これはどんな会議でもそうですね。私の手元へ来て、私が変えよというんだったら 今、言われたようなことが通ると思いますが、私やなしに、来る前の諮問委員会で検 討されている内容がそうだということは調べてください。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

会議の途中ですが、ただいまから午後2時40分まで休憩します。

休憩(午後2時28分~午後2時40分)

○議長 (岡田泰正君)

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

1番、岡田議員。

○1番(岡田 勇君)

議長、実はね、今、非常に白熱した議論がされておるんですけど、テレビで住民の 人が見ておられる。だから、言うてることは分かるんですけども、あまりに私事が多 かって、私事のことが多いので誤解を招きますので、十分注意していただくように。

それと、こういう立場で議運の委員長がぴしゃっと止めなあかんのに、議運の委員 長、頼みます、よろしゅうに。

もう一つは、千年に一度ということを話が出てましたけど、私も町長に、「千年に 一度やって何や。千年も百年もいいひんやろ」って言ったんですけど、NHKでやっ とったんですよ。国土交通省がハザードマップをつくったんは、千年に一度の災害で も大丈夫だというハザードマップをつくったんです。それを多分、町長がおっしゃったと思うんです。それが一つ。

今回の値上げはたまたまコロナの関係で補填ができた。だから、町長お礼を言うことは一つも要らんですよ。これは住民の皆さん誤解を招きます。そんなもんお願いするのやったら、国のコロナの関係で補助金が下りてきたと。誤解して、「町長さん、ありがとうございました」と言う、こんなばかな話ありませんわ。賛成するものは賛成、反対は反対とはっきり明確にしてほしいんです。そういうことです。長々と言うとまた混乱してはいけませんので。

○議長 (岡田泰正君)

どうもありがとうございました。

9番、小西議員。

○9番(小西 啓君)

では、進めさせていただきます。先輩どうもありがとうございました、ご指摘。

一番最初に、予算に関する説明書No.30から、10ページです。

14の工事請負費、有線テレビ専用線撤去工事8万7,000円、これはどういうものでしょうか。担当の課長。

○議長 (岡田泰正君)

総務課長、答弁。

○総務課長 (岡田博之君)

小西議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の有線テレビ専用線撤去工事につきましては、総合保健福祉施設建設に係りまして役場の町長の公用車横の電柱が邪魔になりまして、その関係で電柱を移設するということになりました。その関係で、和東町の町営テレビの過去の線ですけども、町営テレビのスタジオから旧給食センターに引っ張っているテレビケーブル線を撤去しないと電柱の移設ができないということで、撤去をさせていただく工事請負費でござ

います。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

9番、小西議員。

○9番(小西 啓君)

私がこのような質問をなぜしているか、こんな小さい8万7,000円で、財政課長と総務課長はよくよくご存じですよね。私、これだけ聞かせていただきまして、87万円か、870万円でも、8万7,000円でも予算して可決されましたら、よろしくお願いいたします。この予算書は必ず私のとこの湯船区の金庫に入れておきますので、そして申し送らせていただきますので、意味分かっていただけますね。

次に、水道料金の問題で、減免で3,300万円、7、8、9、10、11、12、1、2、3、9か月、1万8,500円かそのぐらいやな。それでもこれできたのは、町長、3,300万円降って湧いたお金ですからね、施策じゃないですからね。それでも町民の方はちょっとよかったかなと思っておられるかも分かりませんけれども、やはり私は最初言ったように、値上げの数字がちょっとおかしいと言うんですよ。私町長、私がそこに座っていたら3,300万円、こんなもん使いませんよ。減免なんてしませんよ。堂々とガーンとやるような気持ちでやらな、びっくりするような数字でやってんねんから、こんなもんでお茶を濁そうと思ったら、そうでしょう。上げるときは上げたらいいんですよ。それでも上げなかったからこんなことになるんでしょう。そして、急激なこんな数字が出てくるんでしょう。そして、3,300万円の降って湧いたようなお金でお茶を濁そうとしたって駄目ですよ。もう一度、この3,300万円を使い終わってできた後、もう一度また考えようかなと思われる気持ちがあるかないかで町長の評価が決まるんですよ。

町長も死ぬまで町長やってんの違うねんから、そうでしょう。私やったらそこに座ったら居直りますよ。こんなことしませんよ。もっとほかに使い道いっぱいあります

からね。たまたま降って湧いたお金やねんから、そういうことですから、町長、答弁して、ああやこうやって言い訳せんでもええから、岡本議員とせんどやっててんから、そんなこと思わへんから、21年、22年もやってねんから、このごろ暴走ぎみと違いますか、本当に。私もそういうように思いますよ。もっと石橋渡ってたでしょう。その辺でやってください。そう思います。

ほかまだいっぱい言いたいことがあるんですけれど、今、岡田先輩が言われたように、お互いに感情むき出しで口角泡飛ばしてパッパパッパやったら、おつむの幅がしれる。もっとプライドを持って発言して、そこに座っていたら矜持を持ってやらなあかん。こっちのもんもみんなそう。

今日、私たちに6月の期末手当が支給されているでしょう。30日に振り込まれるでしょう。町民の税金から24万円も振り込んでもらえるんですよ。私、年間240万円ももろてるんですよ、議員やってるだけで。ありがたいことですよ。町民の方に感謝せんなあかん。みんなそんなこと忘れてパッパッパッパ言うてるだけでしょう。そういうことをもっと考えな。当選してここに入ってくるんやったら、そういうことです。

○議長 (岡田泰正君)

4番、村山議員。

○4番(村山一彦君)

それでは、1点聞きたいんですけど、総合保健福祉施設事業の12ページですね。 ダイオキシン調査委託料となっているんですけど、建物を建てるのにダイオキシンの 調査要るんですか。その辺をお聞かせ願いたい。

○議長 (岡田泰正君)

総合施設整備課長、答弁。

○総合施設整備課長(竹谷秀俊君)

はい、お答えいたします。

解体エリアに建物解体と併せて設備の解体もございます。その中に焼却炉が1基ございます。その焼却炉の解体の際に法律的に空気中の堆積物と付着物のダイオキシン類の測定が義務づけられております。ガス状及び粒子状の検体を2種類取って測定を行って、必要な処分を法に基づいて行うという事務が発生してまいりますので、積算させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長 (岡田泰正君)

4番、村山議員。

○4番(村山一彦君)

ありがとうございます。

それで、今たくさんの議員の方が発言されました水道料金軽減、3,366万6,000円についてお聞きしたいんですけど、久御山町も減免すると新聞に載ってました。 久御山町は2か月です。和東町は9か月、それも国庫支出金で頂けるということで、 大分頑張っていただいたなと思うんです。

それで、もう一度確認したいんですけど、要するに、基本料金の減免ということで、 一律それでよろしいんですね。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長 (馬場正実君)

はい、お答えさせていただきます。

今回の減免につきましては、基本料金一律の2,200円を9か月減免させていた だきます。

○議長 (岡田泰正君)

4番、村山議員。

○4番(村山一彦君)

それでしたら、基本料金のみの方はゼロということでよろしいんですか。

○議長 (岡田泰正君)

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長(馬場正実君)

はい、答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、今年の4月からの料金の改定でございます。その中で5月1回分の検針のデータしかなく、これはどういうように推移しているか、実際的に言いますと、料金改定時の想定の推移にほぼほぼ合ってきているんですけども、そういうデータが少ない中で不公平感をなくすために、基本料金というところで設定しております。

○議長 (岡田泰正君)

4番、村山議員。

○4番(村山一彦君)

私の聞きたいことと答弁がちょっと違うようですけどね、課長、我々の家庭に届く 水道水、これにも原価があるんですよ。これは水道事業という商売なんですね。水を 売って何ぼの商売です。原価を考えずして商売ということはいかがなものかと思うん です。やはり幾ばくかの料金は頂くもんだと思うんです。

なぜ値上げをしたんか。やはり水道事業の健全化を図るために値上げをされたと思 うんです。我々は今回賛成した議員ですけど、やはりみんな会ったら、「高うなった のう」と言われるんです。だから、水道の原価意識いうもんを常に持っていただきた い。

先週この議会で、私、総務厚生委員長として委員会報告をしました。その中に令和 3年度の決算については黒字で終わりました、6特別会計も黒字で終わりましたとい う報告はしました。しかし、実態を見てみますと、一般会計からの繰入れでもって黒 字であって、実質は赤なんですね。 それで町長、一つお話しいただきたいんですけどね、40年ほど前に、はっきり言って私は、和東町は赤字再建団体に陥ったと思ってたんです。この間、町長に聞いたら赤字再建団体の一歩手前だったと。しかし、そのときに非常な苦労があったと思うんです。だから、そのとき、なぜそんな状態になったのか。それ以後、要するに、再建に対してどのような苦労があったのか、これは職員の方も知らない方も多いと思います。だから、今後のことも考えてそういうことをお話しいただきたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

再建団体の話ですが、過去に和東町は年度によっては再建団体には入っておるときがあります。しかし、私になってこっちの新しいときには、準用団体というとこで、手前で止まっております。その準用団体できちっといかないと再建に当たりますよというとこですから、再建計画等を挙げていかなきゃなりません。そのときは多くの住民の皆さんのご協力をいただきました。

みんなが意識を持って対策を講じていかないといけないというところで、一番弱いところに手をつけてしまいました。いわゆる老人の方の敬老祝い金の廃止、そして、いろいろそこからスタートしていきました。施設の統合問題、いわゆる今までには、既設保育所も入れますと3か所だったんですけども、そういうことがありましたし、デイサービスというのは、朝から出ておりましたように、老人福祉センターでやっておりました。このデイサービスするときには看護師1人を常駐させてやっていかなきゃならない非常に厳しい状況にありました。そういったものを誘致をしてやったとか、いろんな再建計画を挙げながら、まず一つ大きいのは、今もそうですけど、職員の定数がご案内のとおり120何人とかおりました。これではいけないということで、計画を挙げながら、現在定数は80人台のところにあると思います。こういうことをしながら準用団体でありますので、再建計画というのは、みんなで協力し合って今まで

やってきたと、こういうことであります。

もちろんその中では行政でやることと行政でやらない区別をきちっとしていこうということで、いろんな関係団体もできております。まちづくり団体もできておりますので、そういうところの中で進んできたということが頭に浮かんできます。

総務課とか苦労してくれてますので、この点、町長、抜けてますよというのがあるかも分かりませんが、私はそういう思いがあったことが頭に浮かんできました。不十分かも分かりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長 (岡田泰正君)

副町長、事務係として今の村山議員の質問について答弁いただくことはありませんか。再建団体になる手前でご苦労されたことを皆さんにお知らせになることはありませんか。

○副町長(奥田 右君)

私が入りましたのが昭和48年ですので、再建団体の当時のことは存じ上げてない んですけれども、大変水害の関係だと思います。山城水害で大きな災害が起きて、そ の関係で税収入とか、そういうようなもので賄えなかったので、国の補助金とかで賄 えなかったら再建団体に入ったと思います。

今でも基金を9億円ほど積んでおります。将来的に南海・東南海地震が噂されてます、この間も能登のほうで大きな地震があったと聞いています。そういったことの災害に緊急的なお金がどうしても必要になってきますので、そういったことで、今、基金を積んでるわけなんですけれども、そういったことで財政的にも大変和東町は厳しい中でやっておりますので、今後とも財政的に締めた中でやっていきたいと思っています。

○議長 (岡田泰正君)

4番、村山議員。

○4番(村山一彦君)

ありがとうございます。

赤字再建団体に陥ったということは、水害のため。それは仕方ないと思います。町長、先ほど聞いたんは、その一歩手前まで追い詰められたときに原因は何かということを聞きたいなと思ったんですが、答弁はなかったんですけどね、要するに、何か乱脈経営とか、いろんなことがあったんかなと思ったりもするんです。とにかく、やはり財務体質が弱い町ですので、先ほど小西議員がおっしゃられたように、安全な行政運営をやっていただきたい。

この財務体質で住民の要望を全部こなしていこうと思ったは絶対無理だと思います ので、その辺はめり張りをつけた行政をやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

ありがとうございました。

8番、畑議員。

○8番(畑 武志君)

立場が立場ということで、数字的なことはお聞きいたしません。 2 点ほどお聞きします。

今回の大きな補正は、水道料金の軽減ということでございます。これは4月頃にかなりの請願がございました。その請願を受けて料金を軽減するということやなしに、生活応援基金として取るべきなんですね。そこらの確認だけしとかないと、一方ではそういう話が飛んでます。一方では生活応援基金やと言うてるんです。話がこないなりますからね、先ほど岡本議員と町長の話やないけど、一つの輪のとこを前を走ってるもんを後ろから追いかけっこすると。前に進めなあかんのをクルクル回してるだけと。やっぱり和東町のためにどうするということを考えていかなあかんと思うんです。これだけ一つ確認だけしときます。

○議長 (岡田泰正君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

会計というのは非常に逼迫状況にあります。これは今までから手を加えとかなきゃならんところが、小西議員やないけど、不作為と言われてるんですけど、このまま行ってしまうと、これからまださらに整備を入れていかなきゃならん。そういうことで皆さんの大きな判断でやむを得ないという判断に立っていただいて、これはそういう制度で水道の制度の料金体系というのも出来上がりました。これは別問題でありますね。ただ、今回はたまたまと言うたら悪いですけども、原油の高騰ですね、こういう中で、これはここだけやなしに、子育でもあるし、いろいろ生活もある。商品券も出しながらある。その一環として、全然関係ないところでの対策として検討しておるということで、これは何らあれと引っつけた話じゃないわけですね。だから、署名いただきましたけど、署名は真摯に受けとめますが、これはご理解いただいて、ご協力いただかなきゃならんことはちゃんと済ませて、それはそれでやってきたわけですから、くどいようですけども、畑議員がご確認いただいた内容のとおりと私は思って執行しております。

今、畑議員が言われましたように、さっきの村山議員にも匹敵するんですが、水道

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

8番、畑議員。

○8番(畑 武志君)

令和3年ですか、コロナ対策でいろいろ農家にも手段を打っていただきました。去年は補助金がかなり来ました。そうすることによって潤ったけど、今年の3月の申告に全部取られたと。同じことなんですけどね。それはその場、1年いけたということで大変喜んでいるんです。言葉は悪いですけど、コロナのためにやったんかなと、こ

のようなことです。

コロナの関連でもう一つだけ。実は今月の中頃ですか、第4回目のワクチン注射の接種の案内が来ました。私も申込書を今、出したところなんですけど、Aさんという方がワクチンの注射案内状が夫婦で来たんです。1人は元気で頑張っておられます。ところが、もう1人の方は、不幸なことに病魔が発見されてから1か月もたたんうちに亡くなってしまった。ただ、まだ35日が明けてない段階でコロナワクチンの接種をその方に送られたんですよ。その方は奥さんを亡くしてしまってるから非常に落ち込んでいたと。そこへまだ追い打ちかけるようにワクチンの案内が来たんですよ。その怒りの矛先で私に電話がかかってきたんですよ。行政てこんなとこかと。これはもう既に北課長に話をして、北課長がすぐに対応していただき本人も納得されました。しかし、相手の話の中には、心の中には、追い打ちをかけてどん底に落としよると、こういう気持ちで落ち込んでしまってるんですよ。

その話を聞いた私は、何ちゅうことをしてんやろうと。それで、いろんな話をして了解はしていただいて、先ほど言ったように、行政のほうから謝りの電話を入れてくれたから落ちつきました。これで話は収まったんですけどね、誰がされたんか分かりませんけど、ちょっとしたことのミスで、住民基本台帳でどこでチェックされとったか分かりませんけど、漏れてたんですよ。これはしょうがない。次、誰かにあったら、殊さら済まないことですよということを言いたいんです。この辺、どう思われますか。町長か担当課長でもどっちでも結構です。お聞かせください。

○議長 (岡田泰正君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長(北 広光君)

はい、お答えいたします。

確かに、今、畑議員からありましたように、誤配するというような事象がございま した。これの経緯といたしましては、まず、今回第4回目の接種ということで、第3 回の接種を終了されている方が当然対象になってきます。郵送で送らせてもらっている方につきましては、3回の接種終了後、60歳以上で5か月以上経過している方が限定となるということで、4月末の時点で一旦リストを出させていただきまして、そこから作業のほうを始めさせていただきました。

当然ながら、5月に入りまして、和東町の住民でなくなった方、これにつきましては転出等いろいろな理由があると思いますが、この方たちを抜き取り作業しなければいけないというので、抜き取り作業をした中で郵送をさせていて、希望調書のほうを取らせていただいたわけなんですが、当然、人的にやっていまして、しかもやはりチェックが甘かったというところで、間違って1件の方に誤配してしまうということで、大変ご迷惑をおかけしたということでございます。

畑議員から今ありましたように、畑議員からもお声かけいただいたと思いますが、 すぐさまそちらのほうに連絡させていただいて、謝罪をさせていただいたら、逆に、 もうちょっと仕事をしっかりするようにというようなお言葉もいただきまして、次か らはこういうことがないようにさらなるチェック機能を強化した中で、誤配のないよ うな形で十分進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

8番、畑議員。

○8番(畑 武志君)

そのとおりなんです。今回あったことは事実そのものなんですけど、次、例えば、 どこの課であっても、そういうことは絶対ないように十分な指導をしていただきたい と、このように思います。

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第30号 令和4年度和東町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第30号 令和4年度和東町一般会計補正予算(第2号)は、原 案のとおり可決されました。

議案第31号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原 案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第31号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1号)は、原案のとおり可決されました。

議案第32号 令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第32号 令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和4年度和東町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第33号 令和4年度和東町介護保険特別会計補正予算(第1号) は、原案のとおり可決されました。 日程第7、発議第4号 年金引き下げの中止を求める意見書を議題といたします。 提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○7番(岡本正意君)

発議第4号の提案理由を申し上げます。

この間、ありとあらゆるものが値上げされ、物価高騰が暮らしを容赦なく痛めつける中、高齢者の下に届いた年金カットの通知への悲鳴と怒りの声があちこちで上がっております。

「何もかも値上げになっているのになぜ年金が減るのか。これではますます暮らしていけない」、高齢者の多くが感じておられる疑問です。物価高騰から国民の命と暮らしを守ると言うのであれば年金を減らすなどもってのほかであり、最低でも減らさない措置を行うことは当然の政治の責任であり、政府におかれては直ちに年金削減を中止する決断をするべきと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして提案させていただきます。

発議第4号

年金引き下げの中止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和4年6月22日

提出者 和東町議会議員 岡本 正意

和東町議会議長 岡田 泰正 様

年金引き下げの中止を求める意見書

政府は、物価高騰が深刻さを増す中でも、公的年金額の0.4%引下げを予定どおり実施し、2年連続の引下げとなりました。昨年来の原油高騰に加えロシアのウクライナ侵攻の長期化、さらにはこの間の円安の進行が追い打ちとなり、ありとあらゆる

ものの価格が値上がりしています。このような中での年金引下げは高齢者の暮らしを 一層苦しめています。さらに政府は、10月から75歳以上の医療費窓口負担を2倍 化する構えであり、昨年の介護保険料の値上げなど負担増が繰り返されています。生 活実態を踏まえない年金引下げ容認できません。

「物価が高騰しているのに、なぜ年金を下げるのか」と憤る声が広がっています。 政府は、金の額は物価と賃金の動向で増減が決まり、今回はマイナス0.4%だった 2018年から2020年度の賃金変動率を採用した、年金の安定支給のためと機械 的な対応に終始しています。しかし、賃金変動率のマイナスも、コロナ禍が直撃した 2020年度の経済状況や2019年度の消費税増税の影響を受けたものであり、2 から4年度前の賃金動向で現在の年金額を決めること自体に大きな矛盾があり、何よ りも高齢者の生活実態を無視しています。

そもそも、賃金のマイナスも円安による物価高騰も政府の政策による結果であり、 そのツケを高齢者に転嫁するのは本末転倒です。年金の引き下げは、高齢者個人の生活のみならず、本町のような年金受給者が多い地域では地域での消費や地域経済に及ぼす影響は極めて大きく、死活的な問題です。ドイツでは物価高騰対策として最低賃金や年金支給額の引上げを進めており、政府の姿勢こそ問われています。

政府におかれては、今回の年金引き下げを中止するとともに、高齢者の生活実態に合わない仕組みを改め、減らない年金への改革を実行するとともに、深刻化する物価 高騰への対策を抜本的に強化することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月22日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

京都府相楽郡和東町議会

よろしくお願いいたします。

○議長 (岡田泰正君)

これから質疑を行います。

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

それでは、お尋ねします。

この意見書の中で、円安による物価高騰と出てますけれども、今の円安は、いわゆる国にとっていいものか悪いものか、どのようにお考えでしょうか。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

国民生活にとっては悪いほうだと思います。

○議長 (岡田泰正君)

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

円安によってGDPが大体1.2%から1.3%上昇するとされております。これが 悪い円安なんでしょうか。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

円安の場合に、いわゆる海外から輸入されるものについては円安によって高騰するということで、特に食品とかエネルギーについて国民の生活にとっては大変マイナスが大きいというふうに、それは否定されないと思いますが、逆に輸出企業等については逆ですから、いわゆる利益を上げていくという意味では、大きな輸出企業につきましては大変利益が大きくなる。そういう意味で、GDPというのはそういうものの相対のものですから、一定そういった上げ幅になるということはあるにしても、ただ、

それが国民生活にプラスになるかどうかというのは別問題だと考えております。

○議長 (岡田泰正君)

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

GDPが赤字になるようでしたら、私もこの意見書には賛成かもしれません。しかし、GDPが上がるということは国民総生産、いわゆる国民全般的に上がるというふうにもつながってきます。いわゆる税についてもこれが還元されてくるということです。

それともう一つ、ドイツとの比較をされております。ドイツというのは、ロシアからのエネルギーを大体どれぐらい使用されているか、これについてまずはお聞きしたいです。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○ 7番(岡本正意君)

申し訳ありませんが、詳しくは存じておりません。

○議長 (岡田泰正君)

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

日本と違って、ロシアからエネルギーを80%近く利用されております。日本はロシアからは約2%前後しか利用していません。そういう意味で、こういうものを比較すること自体が間違いなんですよ。こういうところをしっかり考えていただきたいと思います。このようなことでこういう意見書を出されるということは実に我々に対して勉強不足であるということが言われることになりますので、十分注意していただきたいと思います。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

井上議員が言われているのは、今、戦争を起こしているロシアからのエネルギーの輸入に頼っているということが問題とされているのか、何を持って何をどう問題にされているのかというのが理解できないわけですけども、私が言ってるのは、これはたまたまドイツだけを言っておりますけども、今、アメリカとか欧米諸国全体として賃金を引き上げる。また、それに伴って年金を引き上げるといった努力が行われております。

一方で、日本におきましては、今、言われたように、いわゆるGDPというのは上がっているのに、しかし国民への生活は大変厳しくなっていると。そこは否定されないというふうに思うんですね。ですから、結局、大きな企業とかの利益は上がっているけれども、それが還元されない、回っていかないというのが今の日本の現状だというふうに思います。

30年来、日本では賃金が上がっておりません。そういったことをこの間ずっと政府が賃金を押し下げていくという状況をつくってきた。それが連動して年金を引き下げるとなってきたということが今回の年金の引下げにもつながっていると思います。

そういう点で、今回ドイツの例を出したのは、ドイツを代表的に出しておりますけれども、要は、ほかのいわゆるG7等、岸田総理が連携するとよく言われているような国々でも、今、両方上げていくという努力が行われている。一方で、日本ではそれがされていないという意味で上げているという意味ですので、ロシア云々というところは特に今回はこの部分では関係がないということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 (岡田泰正君)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

井上議員、賛成ですか、反対ですか。

6番、井上議員。

○6番(井上武津男君)

それでは、私のほうから、年金引き下げの中止を求める意見書に対して反対の立場 で討論いたします。

3月議会においても同様の意見書を出されましたが、年金は物価及び賃金動向によりスライド制を取っております。制度というのは長期にわたり運用されるべきものであり、短期的な要因に左右されるべきものではない。

さらに、ドイツの事例を示されたが、ドイツはロシアにエネルギーの80%近くを 依存しており、それを他国へ変更するとなれば、単純に考えても20%以上の物価上 昇が生じる、ゆえ、日本とは経済状態の違いが甚だしいため比較に値しない。

ちなみに、日本経済では2%余りの物価上昇。意見書を出されるに当たり、もう少 し経済の勉強もされればよかろうと思います。

日本では、今回のコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻など過去にない状況の下で、現在は異常事態となって、物価上昇傾向ではありますが、政府は様々な方策により値上げ沈静化に向けて努力されています。制度では、次年度において年金の引き上げを用意されています。よって、反対討論といたします。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員、賛成ですか。どうぞ。

○7番 (岡本正意君)

日本共産党の岡本正意です。

私は発議第4号に賛成の立場から討論いたします。

先ほど反対討論でいろいろと言われておりましたけれども、私は、要は、今、本当 に物価高騰の中で生活に苦しんでおられる高齢者の方、ただでさえ少ない年金の中で さらにカットされているその痛みに対して、議会として寄り添うかどうかだというふ うに思っております。

それでは、討論をいたします。

異常な物価高が深刻な影響を及ぼす中、6月に届いた「年金額改定通知書」を見て高齢者の方は落胆し、生活への不安を広げ、怒りの声を上げておられます。減額の幅は、国民年金、厚生年金など年金の種類や額によって違いはありますが、厚生労働省が示す標準的な例によれば、国民年金で年3,108円、厚生年金(夫婦2人分)で年1万836円の減額とされています。特に国民年金はもともと支給額が少なく、しかもそこから介護保険料などが天引きされ、手取り額はさらに少なくなっているところにさらに減額となることはあまりにもひどい、むごいと言わざるを得ません。

約20年ほど前に、特にそのときの与党の皆さんが盛んに言われていた、「100年安心」は一体どうなったのでしょうか。今回の減額は、安倍政権時代に決めた、2から4年度前に賃金水準が下がれば年金も減らすひどいルールによるものです。年金が減るということは賃金が下がったということですが、それは低賃金で働く非正規雇用を増やし、最低賃金の抜本的な引上げをさぼってきた安倍政権の失政が原因であり、そのツケを年金受給者に押しつけるのはあまりに無責任であります。

ドイツでは賃上げを行い、年金も増額していて、賃金も年金も下がり続けている日本とは対照的であります。まさに政府の姿勢が問われておりますが、岸田政権も、賃下げ、年金カットのアベノミクス路線を継続するとされており、悪循環を断ち切ろうとされておりません。防衛費については5年で2倍にするなどと具体的な方針を掲げる一方で、賃上げや年金増額は曖昧な姿勢に終始しているのには到底納得できません。これまでにない深刻な物価高が暮らしを脅かしているときに年金を減らすなどあってはならないことです。

高齢化が進み、年金受給者の割合が多い本町にとって年金は地域経済を支える柱で もあり、減額は地域での消費を冷え込ませ、地域経済を冷やすことにもなります。政 府は年金カットを直ちに中止し、増える年金へ真剣に取り組むことを強く求めたいと 思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長 (岡田泰正君)

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第4号 年金引き下げの中止を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発議第4号 年金引き下げの中止を求める意見書は、原案のとおり可 決されました。

日程第8、発議第5号 消費税の減税を緊急に実施することを求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

発議第5号の提案理由を申し上げます。

何よりも、現在の物価高対策として消費税減税が一番効果が上がると考えます。消費税は全てのものに係るものであり、税率を下げれば、当然、物価も下がります。その恩恵は全ての国民が享受できますし、効果は大きなものになります。政府は直ちに決断し、減税を求める多くの国民の声に応えるべきと考え、本意見書を提案いたします。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第5号

消費税の減税を緊急に実施することを求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和4年6月22日

提出者 和東町議会議員 岡本 正意

和東町議会議長 岡田 泰正 様

消費税の減税を緊急に実施することを求める意見書

昨年来の原油価格高騰に加え、2月末に勃発したロシアのウクライナ侵攻、さらには急激な円安の進行等が重なる中、燃油関連だけでなく、食料品や生活物資全般にわたり物価高騰の大波が起きています。この流れは止まるどころか、さらに加速、深刻化する様相で、既に各企業、メーカー等が今後の値上げを次々に発表し、生活や生業への不安を広げています。

3年目を迎えたコロナ禍により深刻な打撃を受けている国民生活や生業の回復のめども立たない上に、今般の異常な物価高騰が長引けば生活や生業をさらに窮地に追い込み、ただでさえ低迷を続けている日本の経済がますます危機を深めることは明らかです。

このような危機的状況を打開するためにも、時限的にでも緊急に消費税減税を実施することが強く求められています。全てのものに課税されている消費税を減税すれば、必然的に全てのものの価格が下がり、その恩恵は全ての国民、事業者に波及します。物価高騰により低迷している個人消費を押し上げ、経済の好循環を進めることにもつながります。部分的・局所的な対策を中途半端に繰り返すよりも消費税減税を実施すれば絶大な効果が期待できます。

既に世界では、この本意見書では86となっておりますが、その後の状況が変化しておりまして、現在は90と世界ではなっているようでありますが、この時点の数とさせていただきます。86の国と地域で付加価値税の減税が実施されており、日本も直ちに減税を実施すべきです。

政府は、消費税は社会保障のための安定財源だと繰り返し、減税を否定していますが、社会保障のためと言いながら、実際は年金カットや医療、介護の負担を増やし、社会保障を後退させています。安定財源が必要なら、コロナ禍や円安、物価高騰でももうけを増やしている大企業や富裕層への適正かつ応分の負担を求めるべきです。政府におかれては、異常な物価高騰から国民生活と生業を守るために、消費税減税を緊急に実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月22日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財 務 大 臣 鈴木 俊一 様

京都府相楽郡和東町議会

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

井上議員。

○6番(井上武津男君)

反対です。

それでは、私のほうから、消費税の減税を緊急に実施することを求める意見書に反対の立場で討論いたします。

コロナ禍における様々な個人給付金、企業給付金、補助金、一定期間無利子貸付の

制度、そこへもってロシアのウクライナの侵攻により物価上昇を抑える方策などにより、国は赤字国債を例年以上に発行しており、このままの状態で消費税を止めるとなれば、日本経済のプライマリーバランスが崩れ、インフレを抑制するどころかハイパーインフレ、さらにはスタグレーションを起こす可能性すらある。急激な政策変更を避け、緩やかな回復を行うことが日本政府において必要と考え、反対といたします。

○議長 (岡田泰正君)

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

賛成です。

私は発議第5号につきまして賛成の立場で討論をいたします。

提案理由でも、また意見書案でも触れたように、消費税減税による暮らしや経済への効果は絶大であり、真面目に国民の命と生活を守り、経済をよくする気があるのであれば、あれこれできない理由を振りかざすのではなく、直ちに実行すべきことです。 政府や与党が減税を拒む理由で決まり文句のように持ち出されるのが、「社会保障の安定財源だから」という論理です。しかし、この理由、論理は実態としても正しくありません。

一つは、消費税が導入されて以来、消費税は3回増税されてきましたが、一方で、 同じく国税の柱である法人税や所得税負担は減り続けており、特に法人税の減税分と 消費税の増税分はほぼ同じ規模となっておりまして要は、消費税は法人税や所得税の 減税分の穴埋めにされてきたと言える点であります。

二つは、社会保障の安定財源と言いながら、社会保障はよくなるどころか、どんどん悪くなり後退しています。年金は減る一方、介護や医療の負担は増え続け、生活保護さえも切り捨てられております。なぜそうなるかといえば、消費税導入や増税で社会保障予算がふさわしく増えたのではなく、これまで社会保障を支えてきた法人税や所得税から消費税に置き換えただけだからです。

三つは、そもそも消費税導入の目的は、社会保障の安定財源づくりにあるのではなく、いわゆる「直間比率の見直し」、つまり直接税の割合を減らし、間接税の割合を増やすことが目的だからであり、実際にそのとおりになっております。にもかかわらず、政府や与党が「社会保障の安定財源」と唱えるのは、税を徴収する側として景気、経済状況に左右されずに徴収できるという点で「安定財源」だからではと考えます。

根本的な税の在り方はともかくといたしまして、現在の緊急事態とも言えるコロナ 禍や物価高騰の中で、国民の生活を守り支える上で一番効果的で最善の策が消費税減 税であることは明らかであり、直ちに実行すべきであることを重ねて指摘し、賛成討 論といたします。

○議長 (岡田泰正君)

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第5号 消費税の減税を緊急に実施することを求める意見書を原案のとおり決 定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第5号 消費税の減税を緊急に実施することを求める意見書は、 否決されました。

日程第9、発議第6号 防衛費増額方針の撤回を求める意見書を議題といたします。 提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本議員。

○7番(岡本正意君)

発議第6号の提案理由を申し上げます。

今、政府与党や一部の野党などから、ロシアのウクライナ侵攻、戦争という事態に乗じて防衛費を2倍に増やせ、軍備増強を進めよとの声が強く上がっている状況があります。しかし、5兆円以上にもなる新たな財源をどう確保するかは全く明らかにさ

れておらず、極めて無責任な方針と言えます。

同時に、現実的には、仮に財源を新たに確保しようとすれば、増税か社会保障の削減か、大きな借金しか選択肢はなく、結局は多大な国民負担、生活破壊にならざるを得ず、長引くコロナ禍や物価高騰に苦しむ国民生活の実態を無視した極めて無責任で理不尽な方針であり、到底受け入れられる内容ではないことから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第6号

防衛費増額方針の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和4年6月22日

提出者 和東町議会議員 岡本 正意

和東町議会議長 岡田 泰正 様

防衛費増額方針の撤回を求める意見書

岸田総理は、過日のバイデン大統領との首脳会談において、日本の防衛力強化とそれを裏づける相当額の防衛費増額を表明しました。日本の防衛予算は、専守防衛の原則の下、GDP比1%程度を目安としてきましたが、岸田総理の増額表明は、これまでの防衛予算の在り方を覆す重大な内容です。このような重大問題を主権者である国民に何の相談も説明もなく、他国の大統領との会談の場で表明すること自身、極めて不適切です。

岸田総理は「相当な増額」がどの程度の規模か、増額の裏づけとなる財源をどうするのかも明らかにしていませんが、財源のめどもなく増額だけを表明することも極めて無責任である一方、この間、安倍元総理や自民党が「5年間で防衛費を2倍にすべき」との発言や提言を行っていることを念頭に置いていることは明らかです。

防衛費は、第二次安倍政権の下で増え続け、今年度当初予算では約5.4兆円にもなり、昨年度は補正も含めると6兆円を超えています。2倍に増額となれば約11兆円、国家予算の1割を超え、世界でも米国、中国に次ぐ第3位の「軍事大国」となります。これだけの財源を確保しようと思えば、消費税増税、社会保障予算の削減、大規模な借金等しか方法はなく、国民生活への大打撃、大崩壊は避けられません。コロナ禍や物価高騰に苦しむ国民生活を無視し、ますますひどくする、あまりに無責任な議論です。

同時に、防衛費の大幅増額は、日本を含むアジア周辺諸国や地域に無用な緊張を高め、戦争の危険を助長し、平和を脅かすことにつながります。ロシアのウクライナ侵攻が示したのは、「力には力を」による戦争がいかに悲惨であるかであり、戦争を起こさないための不断の努力、粘り強い外交の努力こそ大事であることです。軍備増強は周辺国への脅威を高め、果てしない軍備増強の悪循環を生み出し、一触即発の事態を拡大するだけであり、平和にとって何のメリットもありません。

5兆円もの財源があれば大学生の学費や医療費負担を無償にできる、年金支給額を年12万円追加できる、消費税を2%減税できるなど、苦境にある国民生活を救い、支えることができます。政府は、「国民の命と暮らしを守る」ならば、防衛費ではなく、暮らしや社会保障、教育などの予算こそ大幅に増やすべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月22日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木俊一様

防 衛 大 臣 岸 信夫 様

京都府相楽郡和東町議会

以上です。

○議長 (岡田泰正君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから質疑を行います。

討論はありませんか。

井上議員、反対ですか、賛成ですか。

○6番(井上武津男君)

反対です。

それでは、私のほうから、防衛費増額方針の撤回を求める意見書に対して反対の立 場で討論いたします。

日本の防衛力強化は遅きに期するものであります。北にロシア、西に中国・北朝鮮、全て核兵器保有国であり、これらの国のいかに対峙するかがこれからの日本防衛の要であり、防衛力強化のため必要な予算増加は大事であると考えます。

新聞報道によれば、国民の50%以上は防衛費増額に賛成であるとされています。 ロシアによるウクライナ侵攻でクリミア併合、さらに今回の東部2州の併合をもくろ み、これが成功すれば次はロシアが日本の北海道、中国は尖閣諸島・台湾への侵攻が 考えられます。

国連決議では、ロシア、中国の拒否権行使により、ロシアのウクライナ侵攻を阻むことができなかった。世界の警察とも言われているアメリカでさえも、相手が強力な核兵器保有国のロシアに対して軍事介入することができないアナキー状態であり、ウクライナは自らの身は自ら守らなければならない状態である。果たして、日本が同じ運命であったなら背筋の寒い思いである。

我々議員は、国を守り、国民の生命・財産を守ることが何より大事であり、これら を守れないことには暮らしや社会保障、教育、医療など全て意味のないことになる。 よって、防衛費増額は必要と考え、反対討論といたします。

○議長 (岡田泰正君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。

私は、発議第6号に賛成の立場で討論を行います。

先ほど反対討論の中で、いわゆる周辺国の脅威を理由にして、それと対峙すべきだというふうに言われました。核大国に相手に対峙するということは、日本も核兵器を持ち、同じ核戦争になるかもしれないという状況に持っていくべきだということでしょうか。そういった方向に私たちの平和が守られる方向はないというふうに思いますし、あの広島、長崎の原爆被害を受けられた被爆者の方がそういった方針を示したある党に対して抗議の声明を出されたことはご存じだというふうに思います。唯一の戦争被爆国の日本としてそのような方向が本当に正しいのか冷静に考えていただきたいというふうに思いますし、軍事対軍事で守れるというのは、リアルさが欠けるお花畑というふうに言わざるを得ないとまず言っておきたいと思います。

まず第1に、国民不在の防衛費増額、軍備増強宣言である点が許されません。意見書の冒頭にもあるように、今回の防衛費2倍方針は、事前に国民に何の説明もないまま外国の大統領を相手に勝手に宣言したものです。日本は平和憲法の下で、専守防衛を基本として、防衛予算はGDP比1%以内に抑制する方針を取ってきました。それを大きく上回るとなれば、予算のみならず、防衛の在り方にも関わる重大な変更を伴うことになり、丁寧で十分な国民的議論が不可欠なはずです。それを全く無視した政府与党、一部野党の軍備増強方針はあまりに乱暴であり、即時に撤回されるべきものだと考えます。

第2に、財源を示さずに国民に白紙委任を強要している点が許されません。2倍も

の予算増を求めるのであれば、その根拠となる財源の確保をどうするのかを明らかに することは当然であり、基本中の基本です。何の裏づけもなく、ただ多額の予算を要 求するなど論外ではないでしょうか。

第3に、仮に防衛費2倍を本気で進めるならば、国民生活は確実に破壊される点です。提案理由でも意見書案でも触れているように、財源を確保しようとすれば、消費税増税か社会保障予算の削減、そして果てしない大借金しか選択肢はなく、全て国民負担であります。消費税増税で賄おうとすれば約2%の増税が必要であり、社会保障予算を削れば、さらなる年金カットや介護や医療費負担の増額、教育費負担の増額などにつながり、到底耐えられるものではありません。

第4に、逆に、それだけの予算が暮らしに振り向けられれば、国民生活を守り支える施策を豊かに前進させることができます。例えば、年金については、全ての受給者に毎月1万円・年12万円上乗せができます。また、高い学費で苦しめられている学生の学費を全て無償にできますし、医療費の窓口負担もゼロにできる。防衛費2倍に必要な予算を国民生活に振り向ければ、これだけのことがすぐにできるんです。これほどの豊かな可能性を押し潰す上でも、今回の方針というのは到底許せません。

第5に、何より平和を壊し、戦争への道を歩む危険性を強めることです。ウクライナの事態は、戦争になればいかに悲惨なことになるかを明らかにしておりますし、そこから私たちが学ぶことは、軍備を増強することではなく、戦争にならない、しないための外交、対話にとことん努力することだと考えます。特に日本は、エネルギーも食糧もその多くを外国に依存していることから、近隣諸国をはじめ、世界の人々と仲よくなることなしに生きていけない国です。

先ほど中国と対峙すると言われましたが、その中国との経済関係をどのように見ておられるんでしょうか。これから観光が復活をして海外からのインバウンドの客を期待されていると思いますけれども、そのまた多くの割合が中国人の方を期待されているというふうに思います。そういうことを一方で言いながら対峙するというのは大変

矛盾しているというふうに言わざるを得ないと思うんです。そのような日本が幾ら豪華で高価な兵器をそろえてみたところで、国民の命も生活も守れるはずがありません。 それは戦争で敗戦した日本の結果を見れば既に明らかであります。逆に、近隣諸国との緊張を高め、一触即発の事態を助長しかねません。だからこそ私たちには憲法 9 条があります。

戦争は二度としない。どんな国とも仲よく関係を築いていく努力を行う、そういう ふうに誓った憲法 9 条を持つ国だからこそ世界の国々から尊敬、信頼され、それが何 よりの平和を守る力になります。

以上のことから、防衛費 2 倍方針、増額の方針を直ちに撤回することを重ねて求め、 賛成討論といたします。

○議長 (岡田泰正君)

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第6号 防衛費増額方針の撤回を求める意見書を原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第6号 防衛費増額方針の撤回を求める意見書は、否決されました。

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を 派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第11、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付すること に決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。 これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長(堀 忠雄君)

令和 4 年第 2 回の和東町の定例議会が閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

まずは、提案させていただきました全議案につきましてご同意、またご承認をいた だきましてありがとうございました。今回の定例議会においてもいろいろと皆さん方 からもご意見等を承りました。こうしたことをこれからの和東町の議会にも生かして いきたいと、このように思っております。

補正でも上げさせていただきましたように、コロナ禍の収束が見えない状況であります。引き続いて緊張感を持って進めてまいりたいと思っております。

どうかこれからも議員のご理解、ご協力をお願いいたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長 (岡田泰正君)

これをもちまして、令和4年和東町議会第2回定例会を閉会いたします。 本日はご苦労さまでした。

午後3時53分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実に相違なきことを証するため、地方自治 法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 8 月 25 日

和東町議会議長 岡田泰正

署名者 和東町議会議員 畑 武 志

和東町議会議員 小 西 啓